

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画

令和7年4月14日現在

目 次

1 基本的な事項

(1) 小樽市の概況	1
ア 自然的条件の概要	1
イ 歴史的条件の概要	1
ウ 社会的、経済的条件の概要	1
エ 過疎の状況	3
オ 社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
ア 人口の推移と動向	4
イ 産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	5
ア 財政の状況	5
イ 行政組織の状況	7
ウ 公共施設の整備状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
ア 基本的な考え方	8
イ 過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の展開	17
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	17
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	17
(7) 計画期間	17
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	18

2 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	19
ア 移住及び定住	19
イ 地域間交流	19
(ア) 広域連携の推進	19
(イ) 国際交流	20
ウ 人材育成（雇用・労働）	20
(2) その対策	21
ア 移住及び定住	21
イ 地域間交流	21
(ア) 広域連携の推進	21
(イ) 国際交流	21
ウ 人材育成（雇用・労働）	21
(3) 計画	22

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	23
ア 農林業	23
イ 水産業	24
ウ 工業・企業立地	24
エ 商業	26
オ 観光	27
カ 港湾	28
キ 情報通信産業	29
(2) その対策	30
ア 農林業	30
イ 水産業	30
ウ 工業・企業立地	30
エ 商業	30
オ 観光	30
カ 港湾	30
キ 情報通信産業	30
(3) 計画	32
(4) 産業振興促進事項	35
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種	35
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	35
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
ア 産業系施設	35
イ 観光施設	35
ウ 港湾施設	35
エ その他	35

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	37

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	38
ア 道路・河川	38
イ 除排雪	38
ウ 交通	39
(2) その対策	39
ア 道路・河川	39
イ 除排雪	39

ウ 交通	39
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
ア 道路・橋りょう	42

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	43
ア 上下水道	43
イ 循環型社会	43
ウ 消防	44
エ 防災・危機管理	44
オ 生活安全	45
カ 住宅	45
キ 公園・緑地	46
ク 環境保全	46
ケ 都市景観	46
コ その他	47
(2) その対策	47
ア 上下水道	47
イ 循環型社会	47
ウ 消防	47
エ 防災・危機管理	48
オ 生活安全	48
カ 住宅	48
キ 公園・緑地	48
ク 環境保全	48
ケ 都市景観	48
コ その他	48
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	53
ア 水道・下水道施設	53
イ 供給処理施設	53
ウ 消防施設	53
エ 公営住宅	53
オ 公園	53
カ その他	53

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	54
ア 子ども・子育て支援	54

イ 高齢者福祉	54
ウ 障がい者福祉	54
エ 地域福祉	55
オ 保健衛生	55
(2) その対策	56
ア 子ども・子育て支援	56
イ 高齢者福祉	56
ウ 障がい者福祉	56
エ 地域福祉	56
オ 保健衛生	56
(3) 計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	60
ア 幼稚園・保育園・こども園	60
イ 幼児・児童施設	60
ウ 児童福祉施設	60
エ 高齢福祉施設	60
オ 障害福祉施設	60
カ 保健施設	60
キ その他社会福祉施設	60

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	64

9 教育の振興

(1) 現況と問題点	65
ア 学校教育	65
イ 社会教育	66
ウ スポーツ・レクリエーション	66
エ 青少年	67
オ 男女共同参画社会	67
(2) その対策	68
ア 学校教育	68
イ 社会教育	68
ウ スポーツ・レクリエーション	68
エ 青少年	68
オ 男女共同参画社会	68
(3) 計画	70

（４）公共施設等総合管理計画等との整合	73
ア 学校	73
イ その他教育施設	73
ウ 集会施設	73
エ 文化施設	73
オ 図書館	73
カ 博物館等	73
キ スポーツ施設	73
ク レクリエーション施設	74
ケ その他	74
10 集落の整備	74
11 地域文化の振興等	75
（１）現況と問題点	75
（２）その対策	75
（３）計画	76
12 再生可能エネルギーの利用の推進	77
（１）現況と問題点	77
（２）その対策	77
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	78
（１）現況と問題点	78
ア 市街地整備	78
イ 市民参加と協働によるまちづくりの推進	78
（２）その対策	78
ア 市街地整備	78
イ 市民参加と協働によるまちづくりの推進	79
（３）計画	80
○過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	81

1 基本的な事項

(1) 小樽市の概況

ア 自然的条件の概要

本市は、北海道西海岸のほぼ中央、後志地方の東側に位置し、札幌市、石狩市、赤井川村、余市町の4市町村に接し、面積は約243.83km²となっています。東西約36km、南北約20kmと東西に長く、市街地の一方が日本海に面し、他の三方が海までせり出す山々に囲まれていることから、平地が少なく、全体として坂や斜面の多い地形になっています。市域の海岸線は約69kmで、その中央には天然の良港の小樽港があり、西側には勇壮な海岸美として「ニセコ積丹小樽海岸国定公園（昭和38年指定）」に指定された祝津・赤岩・オタモイ海岸が連なります。

気候は、気象庁（札幌管区気象台）の平年値（平成3年から令和2年）によると、気温の年平均値は8.8℃、最高気温・最低気温の各月ごとの平均値では、最高気温は8月が最も高く25.6℃、最低気温は1月が最も低く－5.8℃となっており、北海道にあつては、比較的寒暖の差が小さい海洋性の気候となっています。一方、降水量の年平均値は1,281.6mm、積雪最大値の年平均は118cmであり、降雪の多い地域といえます。

イ 歴史的条件の概要

本市は、北海道の中で古い歴史を有しており、慶長年間（1596年－1615年）には、松前藩の「商場（あきんば）」が置かれていたようで、その後、明治政府が「蝦夷地」を「北海道」に改めて本府を札幌に定めると、ヒトやモノが次第に小樽に集まるようになり、明治13年には道内で最初の鉄道が、手宮～札幌間に開通。これにより、小樽港は道内各地への開拓民上陸と物資陸揚げの港となり、大正11年には市制を施行し、昭和初期にかけて、金融機関や世界的な船舶会社、商社などが次々と進出し、道内経済の中心都市として発展を遂げました。

第2次世界大戦を機に、ニシン漁の不漁や樺太の喪失、石炭需要の減少、道内他都市の港湾施設整備などによって雑穀や海産物などの卸商が衰退し、商社や金融機関も札幌へ移転すると、北海道経済の中心は札幌に集中し、小樽経済は衰退、人口も減少の一途を辿り斜陽の都市と称されました。

昭和40年代から50年代にかけては、「運河論争」を機に、明治後期から昭和初期の貴重な遺産である歴史的建造物や小樽運河などが見直され、古い倉庫や建物を利用した観光施設などが開設され、脚光を浴びるようになりました。現在、本市は多くの人々が訪れる観光地となっていますが、一方で人口減少や少子高齢化、産業の衰退や雇用問題など多くの課題を抱えています。

ウ 社会的、経済的条件の概要

本市は、人口約196万人の道都札幌市から約40kmの距離にあり、鉄道では、JR函館本線快速により約30分、また、北海道の空の玄関口である新千歳空港までは、JR千歳線を経由し約70分の所要時間となっています。道路交通網では、札幌自動車道や国道5号で本市と札幌市が約1時間で移動が可能です。また、平成30年12月に後志自動車道（余市～小樽間）が開通し、地域間交通の強化が図られました。海上交通では、小樽港から新潟・舞鶴までの長距離フェリーが定期就航しています。今後は、令和12年度に北海道新幹線が札幌まで開業し、本市に新小樽（仮称）駅が設置される予定となっています。

教育面では、高等学校進学率は98.6%（令和2年学校基本調査）、大学等進学率は40.1%（同）

で、それぞれ全道35市中26位と20位となっています。なお、本市には、小樽商科大学、北海道職業能力開発大学校などの高等教育機関が設置されています。特に小樽商科大学では、ビジネス創造センターを設置するとともに、ビジネススクール（MBA学位の取得可能）を開講するなど、企業家精神を備えた人材の育成を積極的に展開しています。

経済や雇用の面では、東日本大震災の影響などにより約600万人まで落ち込んだ観光入込客数も平成25年以降は700万人を超え、回復傾向にありましたが、令和元年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり7年ぶりに700万人を下回りました。

有効求人倍率（常用）は、平成26年度の0.88倍（全道0.86倍）から令和2年は1.05倍（全道0.96倍）となり、改善傾向が続いていましたが、現在は1.02倍程度で推移しています。

一方、製造業における製造品出荷額等は平成24年から微増傾向にあるものの、令和元年工業統計調査では約1,751億円とピークの平成3年から約23%減となっているほか、卸売業・小売業における年間商品販売額は平成28年経済センサスでは約2,603億円とピークの平成3年から約38%減となっています。また、直近5年間の着工新設住宅件数は、平成28年から平成30年までは400戸台で推移していましたが、令和元年は372戸、令和2年は262戸となっています。

令和3年3月刊行の市民経済計算推計結果報告書（小樽市推計）によると、平成28年度の市内総生産額は、約3,890億円となっており、平成27年度と比較し2.6%減少しています。そのうち、産業別の生産額は、第1次産業は36億円（構成比0.9%）、第2次産業は838億円（同21.5%）、第3次産業は2,992億円（同76.9%）となっています。

本市の産業構造について特化係数※で比較すると、第1次産業の特化係数は0.21（うち農業は0.09）であり、北海道の割合の5分の1程度に留まっています。第2次産業の特化係数は1.23ですが、その中で製造業との特化係数は1.52と高くなっています。また、第3次産業の特化係数は1.00で北海道の割合と同じですが、その中で教育が1.46、運輸・郵便業が1.42と高い割合となっています。全体としては、全道と同様に第3次産業のシェアが約77%を占めていますが、第1次産業、特に農業のシェアが低く、製造業、卸売・小売業、不動産業のシェアは比較的高いことが特徴となっています。

分配面においては、平成28年度の一人当たり市民所得は、2,429千円であり、道民所得（2,617千円）、国民所得（3,082千円）よりも低い水準に留まっています。

※「**特化係数**」・・・市の産業構成比を北海道の産業構成比で割った係数のことで、この係数が1より大きければ、当該部門の割合が全体に比べ大きいことを意味します。

【市民経済計算の状況】

項目		実数（億円）		対前年度増加率 （％）
		平成27年度	平成28年度	
小樽市	市内総生産（名目）	3,995	3,890	△2.6
	市民所得（分配）	2,994	2,915	△2.6
	一人当たり市民所得	2,455千円	2,429千円	△1.1
北海道	道内総生産（名目）	190,485	190,181	△0.2
	道民所得（分配）	141,122	140,047	△0.8
	一人当たり道民所得	2,622千円	2,617千円	△0.2
全国	国内総生産（名目）	5,329,830	5,367,950	0.7
	国民所得（分配）	3,900,253	3,911,856	0.3
	一人当たり国民所得	3,069千円	3,082千円	0.4

※北海道は「平成28年度道民経済計算確報値」、全国は「平成28年度国民経済計算確報値」による。

エ 過疎の状況

本市の人口は、記録にある明治元年の2,230人から始まり、昭和39年9月末の住民基本台帳人口で207,093人と最大値を記録した後は減少が続き、令和3年3月末現在の住民基本台帳人口は111,634人となり、この約60年の間で9万5千人を超える人口が減少しました。特に近年は、市外転出による社会減のみならず、死亡数の横ばいが続く中、出生数の減少による自然減が拡大し、人口減に歯止めがかからない厳しい状況が続いています。我が国の人口は平成20年以降減少局面に入っており、平成27年国勢調査結果（121,924人）を基に「国立社会保障・人口問題研究所」が推計した本市の人口は、令和12年に89,561人、令和22年に69,422人、令和27年には半減以下の60,424人と今後も減少していくものと予測されていますが、人口は自治体運営の基礎であり、まちを支える力を維持していくため、人口対策は本市にとって最も重要な課題の一つとなっています。

オ 社会経済的発展の方向の概要

本市は港の整備や鉄道の開通とともに、北海道の開拓物資集積拠点となり、その後も北海道経済の拠点として発展しましたが、港湾物流の太平洋側へのシフトや、金融・商業の札幌集中などにより、地域経済の縮小が続いています。

本市の産業構造は、卸売・小売業や、製造業では食料品製造業などの占める割合が高くなっていますが、燃料や原材料コストの高騰、販売チャネル*の縮小などにより、厳しい経営環境が続いています。民営事業所数、従業者数は、いずれも減少を続けているとともに、本市事業所の大半を占める中小企業等では経営者の高齢化や、後継者不足により廃業を余儀なくされるケースがあり、雇用の受け皿も減少傾向にあります。このため、多くの人々が訪れる観光や日本海側の拠点である二つの港湾、札幌市や後志圏と隣接する地理的特性など、小樽の強みを生かした地場産業の振興を図る観点からも、創業支援や事業承継、販路拡大などの取組が必要となっています。

また、観光は本市の基幹産業の一つとなっており、新たな観光推進組織の設立などにより、市内・道内・道外・海外との交流や取引の更なる活性化に努めるとともに、食料品製造業などの第2次産業、卸売・小売業や宿泊・飲食サービス業などの第3次産業の集積を生かし、観光と地場産業との

連携による地域内経済循環※を高める必要があります。

※「チャネル」・・・製品を消費者まで届ける流通経路

※「地域内経済循環」・・・地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値が、労働者や企業の所得として分配され、消費や投資として支出されて再び地域内企業に還流すること。雇用と所得が地域内に持続的に生まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による本市の人口は、大正9年第1回調査時の108,113人以来増加の一途をたどっていましたが、昭和35年の198,511人をピークにして減少に転じ、平成27年には121,924人（年齢不詳196人）とピーク時から約4割も減少しました。住民基本台帳人口でみると、近年は年間約2千人ずつ減少しており、令和3年3月末現在の人口111,634人は、10年前と比較すると15.3%の減少と、人口減少が進んでいます。

平成27年国勢調査の人口構成を年齢区分別にみると、15歳未満の年少人口が11,171人（総人口の9.2%）、15歳以上65歳未満の生産年齢人口が65,317人（同53.7%）、生産年齢人口のうち30歳未満の若年者層は14,045人（同11.5%）、さらに65歳以上の老年人口が45,240人（同37.2%）となっています。10年前である平成17年との比較では、年少人口の比率が1.4ポイント、生産年齢人口は8.3ポイント、うち若年者層は3.4ポイントそれぞれ減少している一方、高齢者比率は9.8ポイントの大幅増と少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向が続くと見込まれます。また、この期間の生産年齢人口の減少数22,771人のうちの約3割を15歳から30歳未満の若年者が占めており、就業状況などにより市外へ転出していることがうかがえます。

男女別の人口では、男性人口は54,985人、女性人口は66,939人で、女性が男性を11,954人上回っています。人口性比（女性100人に対する男性の数）は82.1と、全道の89.2をかなり下回っており、女性の比率が非常に高い人口構成となっています。

今後の見通しとして、「国立社会保障・人口問題研究所」の人口推計によると、令和47年には、32,280人まで減少すると推計されていますが、これをベースとして、本市が独自に令和12年北海道新幹線開業に伴う影響を考慮した推計を行った結果、本市の推計がわずかに上回りました。

また、小樽市人口ビジョン（令和2年改訂版）では、人口動向の分析から若年層の人口流出の抑制や札幌市とは異なる生活環境の良さをアピールなどといった六つの課題が導出されました。

さらに、本市の人口減少を抑制し、まちを活性化させるための施策として本市の強みを生かした産業振興による安定した雇用の創出や子育てしやすい環境の整備など、10の施策の方向性が示されました。この10の施策の方向性に基づき、事業を実施し、六つの課題を解決することで、合計特殊出生率※と転出超過が改善されることを見込み、令和47年の人口を、45,182人として想定しています。

※「合計特殊出生率」・・・一人の女性が一生に生む子どもの平均人数を推定する指標。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 198,511	人 184,406	% △7.1	人 163,211	% △11.5	人 142,161	% △12.9	人 121,924	% △14.2
0～14 歳	57,100	40,411	△29.2	25,242	△37.5	15,082	△40.3	11,171	△25.9
15～64 歳	131,067	127,028	△3.1	112,165	△11.7	88,088	△21.5	65,317	△25.9
うち 15～29 歳 (a)	57,000	44,542	△21.9	31,965	△28.2	21,209	△33.6	14,045	△33.8
65 歳以上 (b)	10,344	16,945	63.8	25,804	52.3	38,984	51.1	45,240	16.0
(a)/総数 若年者比率	% 28.7	% 24.2	-	% 19.6	-	% 14.9	-	% 11.5	-
(b)/総数 高齢者比率	% 5.2	% 9.2	-	% 15.8	-	% 27.4	-	% 37.1	-

※年齢不詳があるため、各層の合計と総数は必ずしも一致しない。

表 1-1 (2) 人口の見通し

	令和 7 年	令和 17 年	令和 27 年	令和 37 年	令和 47 年
社人研※推計	100,236 人	79,253 人	60,424 人	45,173 人	32,280 人
市独自推計	100,236 人	80,019 人	61,049 人	45,682 人	32,698 人
将来見通し	100,857 人	82,894 人	67,087 人	54,954 人	45,182 人

※「社人研」…国立社会保障・人口問題研究所

イ 産業の推移と動向

平成 27 年の国勢調査の結果による本市の 15 歳以上産業別就業者数の割合は、全就業者数 51,317 人に対し、第 3 次産業が 77.0% (39,508 人) と最も多く、次いで第 2 次産業の 17.4% (8,909 人)、第 1 次産業の 1.4% (710 人) となっています。10 年前の平成 17 年国勢調査結果を 100 とした場合、就業者総数は 82.4、第 1 次産業は 81.5、第 2 次産業は 76.0、第 3 次産業は 84.2 となり、第 2 次産業の減少割合が大きくなっています。

産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が 9,296 人 (構成比 18.1%) で最も多く、以下「医療、福祉」の 8,562 人 (同 16.7%)、「製造業」の 5,192 人 (同 10.1%)、「サービス業 (他に分類されないもの)」の 3,952 人 (同 7.7%)、「宿泊業、飲食サービス業」の 3,862 人 (同 7.5%) と続いており、本市の産業・雇用状況が表れているといえます。平成 22 年と構成比を比較すると「医療、福祉」が 1.8 ポイント上昇となっている一方で、「卸売業、小売業」が 2.0 ポイント低下しています。このことから、高齢化の進行などに伴い「医療・福祉」のニーズが更に高まり、従業員数が増加している一方で、全体的には人口の減少及び年齢構成の変化や購買力の流出などにより、事業所を取り巻く経営環境が厳しくなっているものと推測されます。

(3) 行財政の状況

ア 財政の状況

本市の財政規模は、表 1-2 (1) ①の普通会計決算額ベースで、令和元年度歳入総額が 565 億円、歳出総額が 563 億円であり、平成 27 年度との比較では、歳入が▲24 億円 (▲4.2%)、歳出が

▲ 6 億円(▲1.1%)それぞれ減となっており、平成 22 年度と比較しても、歳入が▲29 億円(▲4.9%)、歳出が▲19 億円(▲3.2%)それぞれ減少しています。本市は、平成 22 年度決算で累積赤字を解消し、その後も実質収支の黒字を確保していますが、基金や企業会計からの借入残高を毎年度計画的に償還しているものの、依然として多額にあることに加え、今後も人口減に伴い市税収入の伸びが期待できない中で、少子高齢化や老朽化した公共施設への対応などに取り組む必要があり、引き続き財政運営は厳しい状況にあります。

また、財政の状況を全道における人口 10 万人以上の都市と比較すると、歳入面では人口一人当たりの市税収入が少なく、地方交付税に依存する割合が高いという特徴があります。一方、歳出面では、人件費や生活保護費等の扶助費など、義務的経費の占める割合が高いという特徴があり、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は、令和元年度決算で 99.4%と一番高い数値となっています。

なお、過疎地域の指定要件の一つである財政力指数※は、0.44(要件は 0.51 以下)となっており、人口と産業構造から分類される類似団体の中では低い水準となっています。

このような状況の中、諸課題の解決に当たっては、中期的な財政収支を見通す中で、緊急性や必要性を踏まえた事業の選択と集中を行うなど、健全で効率的な行財政運営を進める必要があります。

※「財政力指数」…地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値であり、当該指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

表 1-2 (1) ① 市町村財政の状況

(単位：千円)			
区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	59,347,175	58,910,972	56,464,859
一般財源	32,913,217	33,090,243	32,278,907
国庫支出金	11,712,674	12,045,115	11,259,383
都道府県支出金	3,188,845	3,163,013	3,436,488
地方債	4,965,162	5,205,200	3,832,923
うち 過疎対策事業債	378,700	1,467,000	1,478,240
その他	6,567,277	5,407,401	5,657,158
歳出総額 B	58,147,151	56,913,539	56,282,977
義務的経費	32,684,314	32,156,355	31,864,495
投資的経費	3,818,889	3,269,367	2,807,484
うち 普通建設事業	3,636,599	3,269,367	2,807,484
その他	21,643,948	21,487,817	21,610,998
(B のうち過疎対策事業費)	(7,126,270)	(7,799,461)	(7,131,854)
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,200,024	1,997,433	181,882
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,083	74,950	20,406
実質収支 C-D	1,183,941	1,922,483	161,476
財政力指数	0.46	0.42	0.44
公債費負担比率	18.2	14.7	14.3
実質公債費比率	14.8	10.6	7.5
経常収支比率	93.8	93.3	99.4
将来負担比率	113.6	69.4	36.8
地方債現在高	54,911,441	52,910,141	47,508,211

イ 行政組織の状況

厳しい財政状況の中で、将来に渡り円滑な市政運営を進めていくためには、人口や財政規模に見合った職員数としながらも、多様化・高度化する行政需要に対して、適切に対応可能な組織体制が必要となっています。

これまで、平成15年度から21年度までの原則退職者不補充による職員数の大幅削減を行った後、課題となった年代別職員数の不均衡是正を考慮しながら、職員の必要数を一定程度確保する一方、効率的で利便性の高い組織づくりのために令和3年度に組織改革を行いました。今後も、事務事業のスクラップや事務処理方法の簡素化などを実施し、市民ニーズに応える組織整備に努めていく必要があります。

表1-2(1)② 職員数の状況(各年度4月・実人数)

組織	平成22年度	平成27年度	令和元年度
市長部局	717	730	743
議会事務局	10	10	10
選挙管理委員会事務局	4	4	4
監査委員事務局	4	5	5
農業委員会事務局	3	3	2
消防本部	241	238	249
水道局	85	75	78
病院局	477	506	527
教育委員会	140	114	105
公平委員会	—	—	—
合計	1,681	1,685	1,723

(資料：小樽市統計書)

ウ 公共施設の整備状況

本市は平地が少なく起伏に富んだ地形に加え、古くからの街並みも残っており、狭あい勾配の急な道路が多いことなどから、歩道整備などが遅れていますが、令和元年度末の道路改良率は80.9%、舗装率は77.6%と、全道平均よりも上回っている状況にあります。

一方、上下水道は、水道の大正3年からの創設、下水道の昭和30年の事業認可以来、着実な整備を進めるとともに、普及を図ってきたところです。令和元年度末の水道普及率※は99.9%、水洗化率は97.4%に達していることなどから、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代に移行しています。

こうした環境変化を踏まえ、公共施設等の管理は事後保全型の維持管理から長寿命化の考え方に基づいた維持管理を行い、良質な市民サービスの提供が図られるよう、安全性の確保と将来の維持管理費や更新費用の縮減を目指します。

※「水道普及率」…給水人口／行政区域内人口

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分		昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道	改良率 (%)	62.8	74.1	78.4	80.3	80.9
	舗装率 (%)	42.6	66.7	74.2	76.6	77.6
農道延長 (m)		22,588.0	22,588.0	22,588.0	22,588.0	22,588.0
林道延長 (m)		2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0
水道普及率 (%)		98.6	99.4	99.8	99.9	99.9
水洗化率 (%)		66.6	75.7	91.3	95.7	97.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		27.0	32.7	33.0	27.5	27.9

（４）地域の持続的発展の基本方針

ア 基本的な考え方

令和元年度からスタートした「第 7 次小樽市総合計画」では、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

そして、市制施行 100 年という大きな節目を越えて、先人たちから受け継いだこのまちを、人口減少などの社会経済情勢の変化に適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図り、小樽市自治基本条例の理念に基づき、市民、議会及び市が、互いの役割や責務を理解し合い、支え合い、小樽への郷土愛を持って、協働によるまちづくりを進めることとし、将来都市像を次のとおりとしています。

【小樽市の将来都市像】

『 自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽
～あらたなる 100 年の歴史へ～ 』

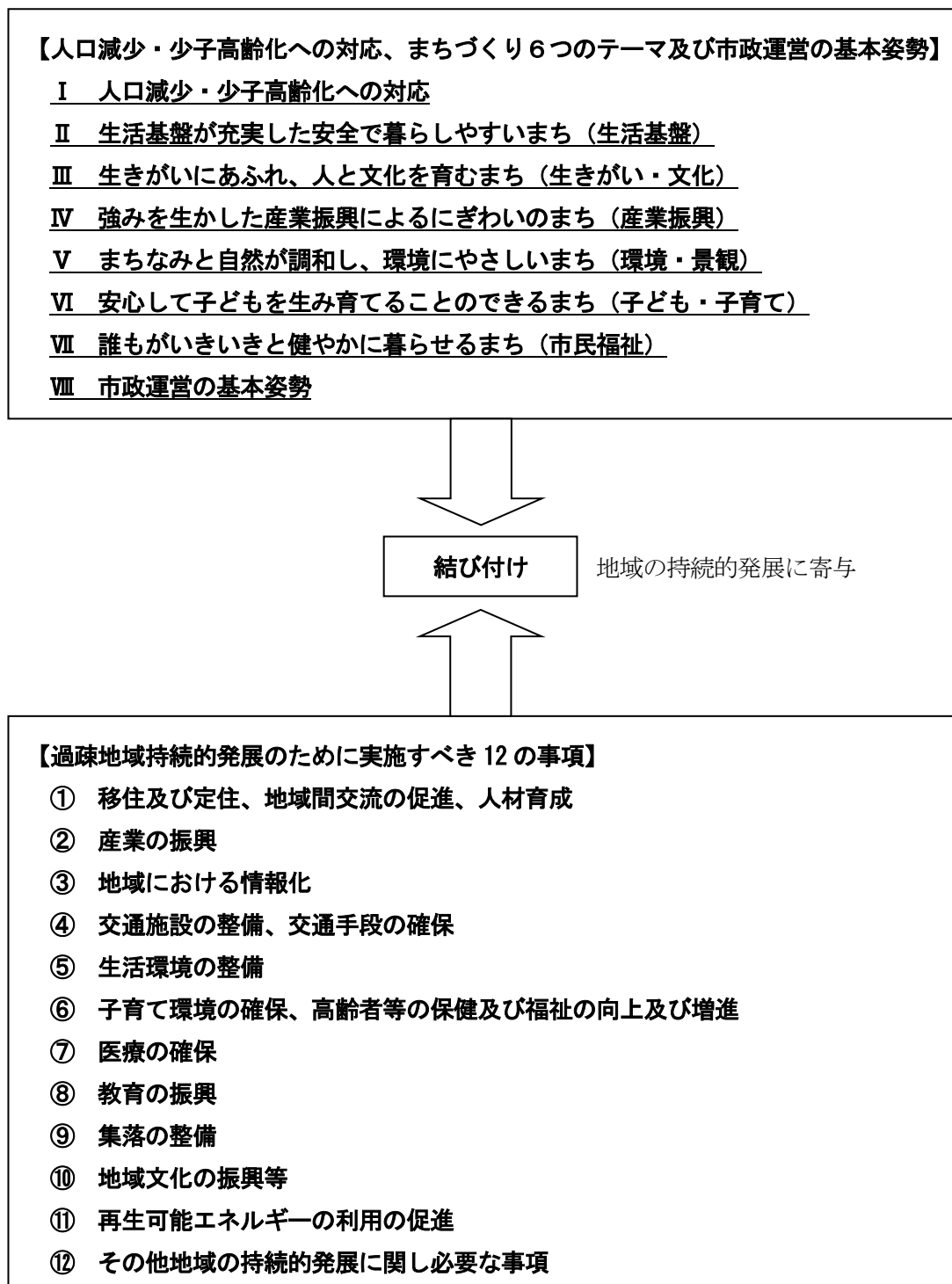
また、令和 3 年 4 月 1 日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）が施行され、本市は、改めて過疎地域として指定されました。過疎法では、過疎対策の理念として「過疎地域における持続可能な社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上（過疎地域の持続的発展）」の実現が極めて重要であると明示されたほか、過疎法に基づく過疎計画を策定することで、財政上の特別措置を活用した地域活性化等の取組を積極的に推進することが可能になります。

このため、本過疎計画においては、北海道総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）や「北海道過疎地域持続的発展方針（令和 3 年度～令和 7 年度）」との整合性を確保しつつ、将来都市像『自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽 ～あらたなる 100 年の歴史へ～』の実現を目指すこととします。

一方、本市において急激に進行する人口減少や少子高齢化は、域内経済規模の縮小、市税収入の減少や社会福祉における負担の増大、地域社会の活力低下など、産業、労働、地域社会に様々な課題が生じることを意味しています。現実には本市では、地場産業の衰退、雇用の減少、財政構造の硬

直化のほか、新型コロナウイルス感染症対策の長期化など、様々な問題に直面しています。こうした問題を解決しながら、まちづくりを進めていくためには、恵まれた自然環境、魅力的な産業遺産や文化遺産、優れた産業技術、多様な機能を有する港湾、さらには全国的にも高い知名度、札幌市との至近性など、「小樽ならではの価値＝地域特性・強み」を最大限に生かしていくことが求められます。

こうしたことから、将来都市像を実現するため、小樽市総合計画の体系をなす、「まちづくり6つのテーマ、分野横断で取り組むテーマ及び市政運営の基本姿勢」と「過疎地域の持続的発展のために実施すべき12の事項」を結び付けるとともに、「小樽ならではの価値＝地域特性・強み」を踏まえ、本市の持つポテンシャル（潜在力）を引き出し、各分野における施策を総合的かつ計画的に展開することにより、地域の持続的発展に努めます。



【人口減少・少子高齢化への対応、まちづくり6つのテーマ及び市政運営の基本姿勢(政策)と過疎地域の持続的発展のために実施すべき事項(施策)の体系】

I 人口減少・少子高齢化への対応

①移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成（その1）

〔移住及び定住〕

子育て支援や教育の充実など、子育て世代が魅力と安心を感じられる環境づくりや未来の小樽を支える人づくりを行うとともに、企業誘致や地場産業の振興などにより安定した働く場を確保するほか、住環境や生活利便性の向上と積極的な情報発信に努めることにより、出生率の向上と、若い世代・子育て世代を中心に幅広い世代の移住・定住の促進を図ります。

また、豊かな自然環境や歴史的景観などの本市の多彩な資源を生かして、まちの魅力を高め、国内外にその魅力を効果的に発信することにより、より多くの人を呼び込み、交流するまちづくりを進めます。

II 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）

③地域における情報化

〔情報通信〕

様々な分野で活躍が期待されている ICT※などの科学技術を適切に取り入れていくことにより、効果的で効率的な行政運営に取り組むとともに、併せて、経済発展や社会的課題の解決の両立に努めます。

※「ICT」…Information and Communication Technology の略称で、情報・通信に関する技術のこと。

④交通施設の整備、交通手段の確保

〔道路・河川〕

地震や大雨など災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。

また、河川については、過去の豪雨災害を踏まえた上で整備を行い、水害対策の強化を図るとともに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

〔除排雪〕

効率的な雪対策の充実を図り、高齢者や子どもなどにも配慮した除排雪に努めます。

また、将来を見据え、持続可能な除排雪体制を維持するため、雪堆積場等の確保やロードヒーティング設備などの維持更新に努めるとともに、市民との協働を進めます。

〔交通〕

地域の特性にふさわしい、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けて取組を進めます。

また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。

⑤生活環境の整備（その１）

〔上下水道〕

経営基盤の強化及び上下水道機能の維持・強化を図るとともに、市民の視点に立った事業経営に努めます。

また、歴史的資産の有効活用や再生可能な資源の利活用の検討を行うほか、広域的な連携の推進に努め、危機管理対策の充実を図ります。

〔住宅〕

民間住宅のリフォーム支援に努めるとともに、市営住宅の改善や建替えを計画的に進め、住環境の改善に努めます。

利便性の高い中心市街地については、今後も引き続き住環境の充実を図り、まちなか居住の推進に努めます。

今後も増加が見込まれる空家等については、総合的かつ計画的な対策の推進により、良好な生活環境の実現に努めます。

〔消防〕

消防体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や市民防災組織と連携し、近隣消防本部との連携の下、大規模災害等に即応できる総合的な消防力の強化を図るとともに、防火安全対策の推進と防火意識の啓発や情報発信に努め、火災予防に取り組みます。

〔防災・危機管理〕

土砂災害などの防止や、建築物の耐震化の促進を図るとともに、防災・災害情報の収集・伝達手段の整備や、市民や防災関係機関などとの協力体制の充実のほか、行政が被災した場合に業務を継続するための計画策定など、災害発生時の応急活動体制の強化に努めます。

また、国民保護法に示す武力攻撃事態等の発生に備え、国や北海道などの関係機関との連携強化に努めます。

〔生活安全〕

子どもや特に高齢者に配慮した交通安全の推進を図るとともに、市民と一体となった防犯体制の整備を進めます。

また、多様化・複雑化している消費生活相談への対応を図り、消費生活の安定と向上のための消費者の保護と自立支援に努めます。

⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項（その１）

〔市街地整備〕

これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能の適正な配置と誘導を進め、新旧の調和した、活力ある市街地の再生を進めます。

また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めます。

Ⅲ 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）

①移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成（その２）

〔地域間交流（国際交流）〕

姉妹都市との使節団の相互訪問などを通じた交流を進めるとともに、市民が外国人とふれあう機会の創出や、本市に暮らす外国人の生活のサポートなどを行い、諸外国との相互理解の促進と国際化の推進を図ります。

⑧教育の振興（その１）

〔社会教育〕

多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、「学び」と「活動」の循環を形成する社会教育活動を促進します。

また、学習や情報発信の拠点となる社会教育施設の整備や機能の充実に努めるとともに、様々な学習機会を提供することにより、市民の利用促進を図ります。

〔スポーツ・レクリエーション〕

生涯スポーツの普及と競技力の向上を図るとともに、スポーツ団体等との連携や支援に努め、四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等に努め、利用促進を図ります。

⑩地域文化の振興等

〔文化芸術〕

市民が文化芸術に触れる機会の拡充や、文化団体等との連携や支援に努めるとともに、継承、発展、創造していくための人材の育成を進め、文化芸術の振興に努めます。

また、文化財の適切な保存に努め、情報発信などにより郷土の歴史や文化に対する市民意識を高める取組を進めるとともに、文化財の活用の推進を図ります。

Ⅳ 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）

①移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成（その３）

〔人材育成（雇用・労働）〕

地域の雇用情勢や求職・求人双方のニーズを的確に把握しながら、関係機関などとの連携を強め、安定した雇用の確保や、若年者の地元定着と早期離職への対策のほか、女性・高齢者などの就業支援、職業能力などの開発・向上支援、職場環境の整備支援に努めます。

②産業の振興

〔農林業〕

農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、後継者育成や新鮮・安心・安全な小樽産農産物の普及拡大に努めます。

林業については、自然環境の保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全、整備に努めます。

〔水産業〕

漁場環境の保全、栽培漁業の技術向上、後継者育成等を進めるとともに、漁港管理者である北海道と連携し漁港施設の整備に努めます。

また、小樽らしい水産加工品の商品開発やブランド化を図るとともに、地産地消の推進や小樽の知名度を活用した水産物の普及活動を行い、消費拡大に努めます。

〔工業・企業立地〕

小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、地場企業の経営基盤の強化や生産性の向上、関係機関と連携した事業承継や創業の支援に努めるとともに、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大や、産学官金や異業種連携のネットワーク化を進めるなど、地場産業におけるイノベーション※の推進を図ります。

また、地域経済への波及効果を高めるため、企業誘致を推進するとともに、進出企業の事業継続を後押しするため、地場企業との連携強化などを図ります。

※「イノベーション」…生産技術の革新や新商品の導入、新市場、新資源の開拓、新しい経営組織の形成などの革新的行動

〔商業〕

商品・サービスの提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を発揮し、世代ごとの消費者ニーズを捉えた商業環境づくりに対する支援、商品の安定供給、地域需要に関する情報提供や掘り起こしなど流通機能の効率化に対する支援に努めるとともに、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。

また、地域に密着した商店街や市場等の後継者不足については、創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援に努めるとともに、関係機関と連携し事業承継を促進します。

〔観光〕

小樽独自の歴史や文化に裏打ちされた多彩な観光資源を掘り起こし、新たな魅力として訴求することを第二次小樽市観光基本計画に位置付けています。具体的には、既存観光資源の磨き上げやナイトツーリズムなど新たな魅力の発掘により、多様化するニーズに対応する「小樽の魅力を深める」取組、市内はもとより後志圏に点在する観光資源を面として活用する、広域連携による「小樽の魅力を広げる」取組、ホスピタリティ※の啓発や観光ボランティア団体の活動促進により市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する「小樽の魅力を共有する」取組を進め、基幹産業として更なる発展に努めます。

※「ホスピタリティ」…心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神のこと。

〔港湾〕

中国をはじめとする東アジア諸国やロシアなどの対岸諸国や北米地域などとの貿易の拡大を進めるとともに、生産年齢の人口減少に伴い、物流事業者で深刻化している高齢化による労働力不足等の国内物流体系の変化に対応し、長距離フェリーの利用促進や物流機能の集約化などにより、効率的で持続可能な物流体系の構築に努めます。

また、クルーズ船の寄港促進を図るとともに、物流機能との調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした観光・交流空間の形成に努めます。

さらに、既存施設の有効活用や老朽化対策、防災対策を進め、安全で安心して利用できる港湾機能の強化に努めます。

石狩湾新港については、背後地域への企業立地を推進し、同地域の更なる活性化を図るとともに、小樽港とそれぞれの特性を生かしながら連携を強化し、両港が北海道日本海側の拠点港として、発展するよう努めます。

〔情報通信産業〕

少子高齢化による生産年齢人口の減少など構造的な問題による人手不足が深刻化しているため、労働生産性の向上や業務の効率化を図る必要があることから、市内企業へのAI*やIoT*などの新たな技術の導入の促進に努めます。

※「AI」…Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

※「IoT」…Internet of Things の略で、モノのインターネットと呼ばれており、モノがインターネット経由で通信することにより、それぞれのモノから個別に情報を取得でき、その情報を基に最適な方法でそのものを制御できるという仕組みのこと。

V まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）

⑤生活環境の整備（その2）

〔循環型社会〕

市民、事業者、行政それぞれが役割を相互に理解しながら、循環型社会形成の基本的な考え方である3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「再利用（Recycle）」への積極的な取組を進めていくとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

〔公園・緑地〕

今ある豊かな自然環境を守るとともに、地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

〔環境保全〕

一人ひとりの環境保全の意識を高め、公害の未然防止に努めるとともに、地球温暖化対策やエネルギーの有効利用の推進など環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。

〔都市景観〕

市民との協働による景観づくりを進めるとともに、景観法及び屋外広告物法を活用し、景観の

保全や歴史的なまちなみと調和した新しい景観の創出に努めます。

Ⅶ 安心して子どもを生み育てることのできるまち（子ども・子育て）

⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（その１）

〔子ども・子育て支援〕

家庭はもとより、行政や地域が連携して社会全体がそれぞれの役割を担い、子どもの成長を支えていくことができる環境づくりを進めるとともに、仕事と子育ての両立など、多様な市民ニーズに対応した、子育て支援の推進に努めます。

〔青少年〕

青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域全体で子どもを見守り育てる環境づくりや、子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます。

⑧教育の振興（その２）

〔学校教育〕

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、小中学校の適正な配置と施設整備の充実に努め、教育環境の向上を図ります。

また、子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、教員の資質・能力の向上や学校段階間の連携・接続の推進に努めます。

Ⅶ 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）

⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（その２）

〔高齢者福祉〕

健康づくりや介護予防、生きがいづくりの取組と生活支援サービスの充実に努めるとともに、医療・介護などが連携して、高齢者の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

〔障がい者福祉〕

障がいの特性やライフステージに応じた様々な福祉サービスの提供による地域生活の支援体制の充実に努めます。

また、障がいのある人（障がい児・者）も地域で安心して暮らすため、障がいへの理解を深めて社会的障壁を取り除くとともに、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるよう、差別解消や虐待の防止など権利擁護の推進に努めます。

〔地域福祉〕

様々な地域福祉活動の支援を通じたソーシャルキャピタル※の豊かな地域づくりに取り組むとともに、複雑多様化する福祉の個別ニーズにも対応可能な人材の発掘・活用や、地域の支え合い

の意識の醸成と体制づくりに努めます。

※「ソーシャルキャピタル」…地域社会の中で、協調的な諸活動を活発にするために重要とされる信頼、規範、結びつきといった社会的な関係

[保健衛生]

乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが生き生きとした生活が送れるよう、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すとともに、「生きるを支え合う」まちづくりに努めます。

また、感染症予防と食の安全を確保するための情報発信や、健康危機管理体制の充実など、安全な生活環境づくりに努めます。

⑦医療の確保

[地域医療]

急性期から回復期、慢性期まで、病気の状態に見合った医療が適切に受けられるよう医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワーク化を進め、限られた医療資源の効率的な活用に努めます。

市立病院については、経営の健全化を推進するとともに、高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を果たすよう努めます。

⑧教育の振興（その３）

[男女共同参画社会]

根深く残る性別役割分担意識の解消や男女平等の意識啓発への取組を進めるとともに、あらゆる分野において誰もが対等に参画でき、多様な生き方を実現・選択できる社会づくりに向けた取組を進めます。

VIII 市政運営の基本姿勢

①移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成（その４）

[地域間交流（広域連携）]

安定した住民サービスを確保し、効率的に提供できるよう、「北しりべし定住自立圏」を構成する町村のほか、後志圏や札幌圏の市町村と連携・協力した行政運営はもとより、市民交流や経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた幅広い広域的な連携を推進します。

⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項（その２）

[市民参加と協働によるまちづくり]

あらゆる世代の住民や多様な主体がまちづくりに参加できる環境の充実に努め、地域コミュニティ活動の活性化を図るために次代の担い手の発掘・育成などの支援を行うとともに、課題解決力の強化のために民間企業や大学、研究機関等と連携を図りながら、自治基本条例に基づく、豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

イ 過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）の展開

人口減少、少子高齢化といった社会情勢の変化が急速に進行している昨今、将来にわたって、市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めるためには、複雑・多様化する市民ニーズや行政課題を的確に把握し、解決に向けた様々な政策を進めていく必要があります。

本市ではこれまで、産業振興をはじめとする経済活性化、安全・安心な市民生活の確保、地域コミュニティの維持といった、市民生活を豊かにする施策を進めることで、地域の活性化に取り組んできました。

今後とも効率的で安定した市民サービスを提供するため、引き続き過疎地域持続的発展特別事業を効果的に展開するとともに、近隣市町村との連携による行政課題の解決に向けた取組についても進めていきます。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定され、現在、国と地方が一体となり、人口減少と地域経済縮小の克服や、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けた取組が進められています。

本市においても、人口減少対策や地方創生に資する課題を踏まえ、国のまち・ひと・しごと創生基本方針に準じ、昨年、中長期的な地方創生・人口減少対策に関する目標や施策を取りまとめた第2期小樽市総合戦略を策定しました。

総合戦略の四つの基本目標は、幅広い分野にわたる課題への解決に向け、仕事づくり、新しい人の流れ、未来の創り手を育む、誰もが住みよい地域社会づくりとしています。取組を進めるに当たり、若年層と子育て世代をメインターゲットにした重点事項を定めています。

具体的には、基幹産業である観光を中心に、しごとに着目した経済と生活の好循環の確立に向け、生み育てやすい「子育て」環境を整備することで定住を促し、転出の抑制につなげるとともに、移住分野の取組により直接的に転入の増加を図る取組を一体的に進めることで、「社会減の抑制」を目指すものです。

総合戦略の取組を進めることは、持続可能な社会の形成及び地域資源等を生かした地域活力の向上といった、過疎法の理念にも合致するものであり、本計画においても同様に転出の抑制と転入の増加による「社会減の抑制」を地域の持続的発展のための基本的な目標として掲げ、取り組むこととします。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の推進状況の確認は、毎年度実施します。

各項目に設定した指標の推移から、その進捗状況や効果を点検・評価し、結果を本市ホームページで公表するとともに、対策の見直しやスクラップアンドビルド※などの改善を行う「PDCAサイクル※」により、効果的・効率的な計画の推進を図ります。

また、計画期間終了後、各項目に掲げた目標値と実績値との比較を行い、業務の達成状況を確認します。

※「スクラップアンドビルド」…効果・効率の低い事業などを廃止し、新たな事業を行うこと。

※「PDCAサイクル」…「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の頭文字をとったもので、繰り返す行うことで業務の効率化を目指す方法の一つ。

（７）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、小樽市公共施設等総合管理計画や当該計画に関連する長寿命化計画等の目的や指針に整合するものです。

なお、本市の公共施設等の整備に関する基本方針は次のとおりです。

[公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化]

公共施設を更新する場合は周辺施設との複合化を進め、既存施設についても他用途への転換等を図ることにより、施設総量の削減と行政サービスの充実や効率化を目指します。

また、民間活力の活用や、予防保全型の維持管理※への転換を目指すことで、公共施設等の維持管理経費や更新費用の平準化と縮減を図るとともに、施設の長寿命化に資する計画を定め、適切な維持管理に努めます。

耐震性が確認されていない公共施設については、必要に応じて耐震診断を行い、重要度などに応じて、適宜、耐震化を進めます。

一方、市での有効活用が難しい公共施設については、積極的に売却、賃貸等を検討しますが、安全性に問題のある施設については、市民の安全を確保するために、適宜、除却を進めます。

なお、市内小中学校の再編に伴い閉校した学校については、平成 24 年 3 月に策定した「学校跡利用の基本的な考え方」に基づき、地域の意見や要望を聞きながら、また、地域の特性や課題を考慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう、跡利活用を進めます。

※「**予防保全型の維持管理**」…施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理の手法をいう。

2 移住及び定住、地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住及び定住

本市では、未婚化の進展などにより低い出生率が続いていることと、若年層の大都市圏などへの転出超過による子育て世代の減少が相まって出生数が減り続け、それが将来の子育て世代の更なる減少を招くことから、今後も少子化が進行し、将来のまちを支える世代の大幅な減少が予想されます。

このため、子育ての希望がかなえられる環境を整えて出生率の改善を図るとともに、教育環境の充実など子育て世代にとって魅力あるまちづくりと、郷土への誇り・愛着の醸成や安定した働く場の確保などによる若年者の地元定着に努め、若年者・子育て世代の減少を抑制することが急務となっています。

また、移住に関する地域間競争が厳しさを増す中で本市の転出超過を改善していくためには、買い物環境や交通、除排雪など、居住の意思に関わると考えられる要素を意識して暮らしやすさの向上を図り、市民に住み続けてもらうとともに、移住を希望する人に選ばれるよう、豊かな自然環境などの本市の暮らしの魅力をターゲットに着実に届ける必要があります。

観光客や通勤・通学者、買い物客、季節居住者などの交流人口※は、まちににぎわいと消費をもたらし、雇用創出や民間の投資促進、それらに伴う税収の増加など、大きな経済波及効果を生み出し、まちの活力の維持・向上に寄与します。また、本市を訪れ、親しみを持ってもらうことで、移住につながることも期待できることから、まちの魅力の磨き上げと効果的な情報発信などにより、交流人口の更なる増加や滞在時間の延長、消費の拡大に努める必要があります。

このほか、近年、地域と多様に関わる人々を指す「関係人口」という概念が提唱され、地域外の人材が地域活性化の担い手となることが期待されています。

※「交流人口」…その地域を訪れる人のことで「定住人口」に対する概念。訪問目的は、通勤や通学、買い物、観光、レジャーなど内容は問わない

イ 地域間交流

(7) 広域連携の推進

本市は、後志地域の東端に位置するとともに、大都市札幌と隣接し、道内各地と鉄道や高速道路・国道などの幹線道路で結ばれています。これらの交通網の利用と情報ネットワークの発達相まって、市民の日常生活圏は広域化しており、行政サービスにおいても、行政区域の垣根を越えて、多様な市民ニーズに応えていくことが求められています。

人口減少社会の到来により、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスを今後も維持し、提供し続けることが難しくなってくると予想されますが、生活に密接したサービスは安定的に提供していかなければなりません。

今後は、住民サービスの維持・向上と効率的な行財政運営を推進するためにも、各自治体が住民交流や経済交流のみならず、公共施設を相互利活用できる仕組みづくりなども必要となり、自治体ごとの特性を生かした適切な役割分担を踏まえながら、行政区域を越えた広域連携の取組をより一層推進することが求められています。

本市においては、北後志の中心市として定住自立圏共生ビジョンを策定し、周辺5町村と「北しりべし定住自立圏※」を構成しているほか、札幌市との協定により「さっぽろ連携中枢都市圏※」

に参画しています。また、「石狩湾新港管理組合」、「石狩西部広域水道企業団」、「北しりべし廃棄物処理広域連合」、「北海道後期高齢者医療広域連合」などを関係自治体と組織しており、今後も構成団体と協力して事業を進めていくことが求められています。

また、道路交通網の整備や北海道新幹線の札幌延伸の早期完成など、複数の地域や団体で連携して取り組むべき課題が増える傾向にあることから、長期的な視点に立った広域的な取組が重要となっています。

※「北しりべし定住自立圏」…小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村で構成

※「さっぽろ連携中枢都市圏」…札幌市を中枢都市として、小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村・南幌町・長沼町で構成

(イ) 国際交流

社会のグローバル化が進み、様々な国や地域の人が訪れる本市においては、異なる文化を理解し合える国際的な感覚が求められています。

現在、姉妹都市であるナホトカ市（ロシア）、ダニーデン市（ニュージーランド）、ソウル特別市江西区（韓国）と、青少年交流や周年行事を中心に、使節団の相互訪問などを通じて安定的に交流を行っています。

姉妹都市などとの交流は、互いの文化に触れる貴重な機会であり、市民の国際感覚を養うとともに、都市間の友好を深め、本市の知名度向上や文化・経済の発展を図るため、今後も継続していくことが重要と考えられますが、ホストファミリーや通訳ボランティアなどの受入体制の充実や、公式文書の翻訳など専門性の高い業務を行う体制づくりが課題となっています。

本市に居住する外国人は増加傾向が続き、平成 31 年 3 月現在で約 600 人となっており、平成 31 年 4 月には新たに特定技能外国人の受入れが始まったことから、今後は更なる増加が予想されます。これらの方が本市での暮らしに魅力を感じ、安心して生活を送ることができるよう、言語学習や相談対応などのサポートが必要になってくると考えられます。また、外国人を共に地域社会を担う一員として受け入れる市民の理解も必要となってきます。

ウ 人材育成（雇用・労働）

国内の労働市場では、人手不足の状況は続いており、少子高齢化による生産年齢人口の減少や主要先進 7 か国の中では低い労働生産性が経済成長への制約として懸念されています。

本市における有効求人倍率は、平成 21 年度に 0.36 倍にまで落ち込んだ後は上昇を続け、ここ数年は 1.0 倍を超えています。職種別の有効求人倍率には格差が見られ、求職者側と求人側との意向等が一致しないことから、求職者は就職に至らず、企業の人材不足も解消されない状況にあります。また、産業構造や非正規雇用割合の高さなどを背景に、北海道における若年者の早期離職率は全国よりも高い状況にあり、本市においても特に若年者の職場定着が課題となっています。

このため、安定した雇用を確保するため地場産業を振興するとともに、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、特に、若年者の市外流出が顕著となる中で、若年者の地元定着に向けた取組や早期離職対策、女性や高齢者などへの就労支援を図る必要があります。

また、多様な人材が柔軟に働き方を選択することへの対応や長時間労働を是正し処遇改善を図るための業務効率化など、経営者の意識改革が求められています。

外国人の就業においては、平成 31 年 4 月に特定技能 1 号及び 2 号の在留資格が創設され、新た

に特定技能外国人の受入れが始まり、受入れ機関となる市内事業者には雇用契約や支援計画（日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援）の適正な実施が求められています。

情報通信技術の進展がもたらす経済構造の変化、国境を越える経済活動の活発化及び技術革新に対応できる人材が求められており、職業能力の開発や向上を図る必要があります。また、ワーク・ライフ・バランス※や多様で柔軟な働き方への対応が求められる中で、全ての勤労者が健康で快適な生活を送ることができる労働環境の整備が求められています。

※「ワーク・ライフ・バランス」…「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和

（２）その対策

ア 移住及び定住

- ・子育ての希望をかなえ、未来のつくり手を育む環境づくり
- ・地域産業の活性化による安定した働く場の確保と、若年層の地元定着
- ・安全・快適な住環境づくりと、移住の促進
- ・交流人口等による消費の拡大と地域活性化 など

イ 地域間交流

（７）広域連携の推進

- ・行政区域を越えた連携の推進
- ・広域的、長期的な課題解決への取組 など

（４）国際交流

- ・姉妹都市等との交流
- ・外国人が暮らしやすい環境づくり など

ウ 人材育成（雇用・労働）

- ・安定した雇用の確保
- ・多様な人材の就労支援と地元定着の促進
- ・職業能力の開発・向上
- ・労働環境の整備 など

◆指標

指 標	基準値	目標値
転出超過数	825 人（H21～30 平均）	576 人（R1～7 平均）
移住相談窓口を利用した移住人数	112 人（H21～30 合計）	102 人（R1～7 合計）
国際交流に関心がある市民の割合	29.3%（R1）	基準値より増（R7）
市が指定する人材育成セミナーの受講者数	80 人（H30）	80 人（R7）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住及び定住、 地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	【移住・定住の促進につながる効果的な事業の実施】 移住・定住促進事業 移住促進事業経費 移住・定住促進住宅取得費等補助金 総合戦略推進事業費 人口戦略推進事業費 地方就職学生支援補助金	市 民間等 市 市 市	
	地域間交流	【行政区域を越えた連携や姉妹都市等との交流を推進するための事業の実施】 姉妹都市交流事業 姉妹都市提携委員会交付金	市・民間等	
	人材育成	【後継者の育成や安定した雇用を確保するための事業の実施】 事業承継・就業支援事業 事業承継支援事業費 若者就職マッチング支援事業費 地域企業魅力発信支援事業費	市 民間等 民間等	
	その他	【多様な人材の就労支援のための事業の実施】 就労者支援事業 シルバー人材センター事業費補助金 季節労働者通年雇用促進協議会負担金 勤労者共済会補助金	民間等 市・民間等 民間等	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本市の農業は、ミニトマト等の施設栽培を中心に、花き、果実などを主体とした少量多品種生産の都市近郊型農業が展開されていますが、平地が少なく傾斜地が多い地形のため、農家一戸当たりの耕作面積は狭小な小規模営農で、農業者の高齢化に伴う離農や後継者不足により、近隣町村を上回るスピードで農家戸数の減少が続いています。

地域農業を維持するためには、中心となる経営体に農地を集約する「人・農地プラン」により計画的な農地集積を行うことや、離農する農家が所有する農地について、北海道農業公社の農地中間管理事業等を活用して農地の利用につなげるなど、耕地面積の維持に努め、農業経営基盤の強化につながる施策を進めていく必要があります。

また、農業者の作業負担軽減、生産性向上につながる施設栽培の導入促進や、農業者が経営を改善するための計画を策定し、市がその計画を認定する「認定農業者制度」の利用促進に努めるとともに、農産物の地産地消や地域での認知度向上に取り組み、付加価値を高めて高収益化を図ることや、近年増加傾向にある鳥獣による農業被害への対策など、農業者の所得確保や向上に資する取組を進めていく必要があります。合わせて、将来にわたって地域農業を維持するため、担い手となる新規就農者に対して、国の農業次世代人材投資事業等を活用して支援するなど、新規就農者の確保、育成に取り組む必要があります。

都市近郊で展開する本市の農業振興のためには、市民に地元で採れる農産物を身近に感じてもらう、地産地消の取組を進めていく必要があることから、農業者や農協等の生産者団体と連携して、農産物について農産物直売場等を活用して広く周知するとともに、市民が身近で農業に触れる機会として、市民体験農園や学童農園などを活用して、農業に対する理解を深めるための取組を進めていく必要があります。

公設青果地方卸売市場については、農産物の安定した供給体制を確保するため、効率的な運営を図ることが求められています。

森林環境整備については、市内の民有林（市有林を含む。）において、樹齢 50 年を超えて伐採期を迎える高齢林が 7 割以上を占め、適正な森林資源の循環利用を要することや、自然環境保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、関係機関と連携して森林の保全、整備に努める必要があります。

表 2－（1）農業経営の状況

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数（戸）	357	249	216	161
農家人口（人）	1,045	690	—	—
（販売農家分）	695	472	391	246
耕地面積（ha）	231	180	173	130

（資料：農林業センサス）

イ 水産業

本市の沿岸漁業は、様々な魚種が水揚げされており、魚種によって増減はあるものの、総量では安定した水揚げを保っていますが、将来にわたり水産物の安定供給を行うためには、栽培漁業技術の向上、稚魚種苗の放流、水産資源の管理、海獣等による漁業被害対策などが求められています。また、水産物陸揚げ作業の安全確保や作業時間の短縮による鮮度保持、生産コストの縮減を図るため、漁港の施設整備や高齢化に伴う漁業就業者の減少などへの対応が求められています。

沖合漁業は、本市の漁獲量の約6割、金額で約3割を占める重要な漁業ですが、漁獲規制の強化や海洋環境の変化などの影響で漁獲量は減少傾向にあります。漁獲物の大部分は加工原料として使用されていることから、安定供給を行うためには水産資源の管理が必要となっています。

水産加工業は、伝統と卓越した加工技術を基に多様化する消費者ニーズに応える製品を製造していますが、漁獲量の減少による原料価格の高騰など厳しい経営環境となっています。製品の付加価値を高めることが重要であることから、小樽らしい水産加工品の開発の推進を図り、販路拡大につなげていくことが求められています。

また、小樽の地魚は、多様な媒体を活用し、魅力や旬の情報発信を行い、更なる知名度の向上と消費者の獲得に努め、販路拡大を図るとともに、魚食普及による地産地消を推進し消費拡大を図る取組が求められています。

このほか、公設水産地方卸売市場については、水産物の安定した供給体制を確保するため、効率的な運営を図ることが求められています。

ウ 工業・企業立地

地域経済活性化のためには中小企業を中心とした地場企業の発展が不可欠であることから、経営基盤の強化や、起業・創業、経営者の高齢化などに伴う事業承継を支援するとともに、産学官金※や異業種連携などのネットワークの形成を図るなど、地域の潜在力を生かしながら新たな価値を創出する取組を進めることが必要となっています。

本市における製造品出荷額等は、近年、増加傾向にあるものの、事業所数、従業者数の減少や進行する人手不足など、製造業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。製造業は企業の雇用規模も大きく地域経済と市民生活の動向に大きな影響を与えることから、経済活動のグローバル化や価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地場企業が有する技術力や地域資源を生かしつつ、生産性の向上を図り、時代や市場のニーズなど経済的社会的環境の変化に的確に対応していくことが求められています。

国内においては、人口減少や少子高齢化の進行により市場規模が縮小に向かうことが懸念される一方、アジアなどの世界各地では人口の増加と経済成長が続き、日本製品に対する評価も高いことから、国内とともに、こうした国や地域を視野に入れた新たな商品開発や市場開拓など、経営の革新が必要となっています。

企業立地では、石狩湾新港地域や銭函工業団地において、札幌市に隣接する地理的優位性、港湾・高速道路などのインフラ整備や災害リスクが低いことなどの立地環境を生かした企業誘致を進めることにより、新たな企業が進出し、工場等の新增設などの設備投資が続いているほか、石狩湾新港地域では、分譲が好調に進んでいるため、新たな産業用地を造成し分譲が進められています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、首都圏企業における本社機能等の地方移転が進んでいることから、市中心部への雇用創出を図るため、IT※関連企業等の誘致に向けた取組を進

めています。

新たな企業の進出、操業により、既存企業との連携強化による地場産業の振興や雇用機会の確保など地域経済の活性化が期待されます。そのため、本市の地理的優位性や地域資源などの情報を効果的に発信するなど、今後も積極的な誘致活動を進めることが必要となっています。

※「産学官金」…「産」は民間企業などの産業界、「学」は大学などの教育機関や研究機関、「官」は官公庁、「金」は金融機関のこと。

※「IT」…Information Technology の略称で、情報技術のこと。

表 2－（２）工業の状況

産業分類（中分類）		平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
事務所数	総 数	354	293	226	210
	うち食料品	137	117	101	91
	うち飲料・たばこ・飼料	9	9	8	7
	うち家具・装備品	15	15	10	9
	うちパルプ・紙・紙加工品	8	8	8	8
	うちプラスチック製品	22	19	14	15
	うちゴム製品	7	5	4	4
	うち窯業・土石製品	17	13	11	8
	うち鉄鋼業	4	4	3	1
	うち金属製品	41	30	17	18
	うちはん用・生産用機械器具	23	23	12	12
従業者数	総 数（人）	8,921	7,951	7,140	7,376
	うち食料品	4,416	4,000	3,836	4,069
	うち飲料・たばこ・飼料	240	274	205	162
	うち家具・装備品	236	223	130	125
	うちパルプ・紙・紙加工品	259	282	286	330
	うちプラスチック製品	713	625	572	764
	うちゴム製品	317	314	209	219
	うち窯業・土石製品	174	136	118	94
	うち鉄鋼業	170	159	122	53
	うち金属製品	765	593	507	514
	うちはん用・生産用機械器具	472	479	324	292
製造品出荷額等	総 額（万円）	16,370,480	16,752,122	16,485,672	17,507,346
	うち食料品	7,022,339	7,002,418	7,775,630	9,679,784
	うち飲料・たばこ・飼料	1,404,010	1,697,693	2,288,232	811,208
	うち家具・装備品	264,447	270,012	166,596	155,830
	うちパルプ・紙・紙加工品	1,021,705	1,109,806	1,032,612	1,156,705
	うちプラスチック製品	1,311,865	1,396,070	1,216,728	1,887,952
	うちゴム製品	504,941	484,854	347,558	355,028
	うち窯業・土石製品	390,528	349,302	397,975	428,778
	うち鉄鋼業	905,938	1,607,329	633,598	X
	うち金属製品	1,480,244	1,118,820	1,200,766	1,228,553
	うちはん用・生産用機械器具	684,443	662,113	429,136	572,370

※はん用・生産用機械器具：産業分類変更のため、平成 15 年は一般機械器具の数値

（資料：工業統計調査）

※「X」は秘密保護上、数値の公表を控え秘匿したもの

※各項目は、うち数として表示しているため、合計値は、総数・総額と一致しません。

エ 商業

国内においては、世界的な好景気を背景に、高い企業収益や雇用・所得環境の改善など、経済の好循環が実現し、商業を取り巻く環境も改善しつつありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、訪日外国人旅行者が大幅に減少したほか、電子商取引が拡大しており、商業者は、こうした環境変化への対応が求められています。

本市においては、人口減少により経済規模の縮小が懸念され、小売業及び卸売業における事業所数、従業者数はいずれも減少傾向にあることから、経営者の高年齢化に伴う事業承継や商業起業者の育成への対応が必要となっています。

地域とともに発展する活力ある商業を目指すためには、市民や企業による市内消費を喚起するとともに、国内外観光客の旅行消費を取り込むことが求められています。地域に根ざした古くからの商店や暮らしに密着した商店街・市場のほか、大型店舗やコンビニエンスストアの立地により、消費者にとっては、買い物場所や商品・サービスの選択肢は多様化している側面がありますが、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備や地域の魅力ある商品の提供が必要であり、また、大型店には、雇用の確保や地場企業からの商品の仕入れなど地域貢献の役割が求められています。

また、小売業の大型化や製造業による消費者との直接取引など流通過程が変化する中で、販路開拓による新たな市場の創出、消費者や企業が求める商品を調達・販売するほか、商品の開発や調整、販売などの経営判断に役立つ情報を収集し提供する機能を高め、地場企業の活動を下支えするとともに、地域の魅力を発信し、域外から資金を獲得することが求められています。

暮らしに密着した商店街や市場では、様々な世代に向けた魅力ある商品・サービスの提供はもとより、地域コミュニティの核として、にぎわい・ふれあいの創出やまちなみの形成といった役割を担うなど、それぞれの特色を生かした魅力を形成することが求められています。

こうした特色を生かし、本市を訪れる多くの観光客の商店街への回遊性を高め消費の拡大を図るため、魅力ある買い物環境の創出が必要となっています。

表２－（３）商業の状況

区分		平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 28 年
卸 売 業	事業所数	493	414	283	302
	従業者数（人）	3,296	2,565	1,823	1,778
	年間商品販売額（万円）	16,870,219	15,192,629	9,783,845	13,046,881
小 売 業	事業所数	1,812	1,502	1,035	1,080
	従業者数（人）	11,215	9,165	6,304	7,338
	年間商品販売額（万円）	17,425,526	14,103,143	11,664,499	12,979,134
合 計	事業所数	2,305	1,916	1,318	1,382
	従業者数（人）	14,511	11,730	8,127	9,116
	年間商品販売額（万円）	34,295,745	29,295,772	21,448,344	26,026,015

（資料：商業統計調査、経済センサス-活動調査）

オ 観光

本市は恵まれた自然環境や魅力ある都市景観を有し、年間約 700 万人の観光客が訪れる観光地として、国内外で高い知名度を有しています。

今や本市における観光は、消費や雇用など多岐にわたる経済波及効果を生み出しており、「平成 27 年度小樽市産業連関表」を基に、令和 2 年度に行った観光基礎調査の結果においても、本市における基幹産業の一つとして重要な位置を占めていると言えます。

新千歳空港とアジア圏を始めとする諸外国との直行便就航や北海道新幹線の札幌延伸など、大きな可能性を秘めていますが、令和元年度後半から世界規模で流行した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による訪日外国人旅行者の大幅な減少が、市内観光業界にも深刻な影を落としています。

このほか、観光客の滞在時間が短いことや、観光スポットが固定化していること、ホスピタリティ[※]の向上などが課題となっており、本市が観光都市として更に発展するためには、観光客が本市の多彩で奥深い魅力を体感し、何度でも訪れたいと思えるまちを目指して取り組む必要があります。

このため、運河周辺などの一部の観光スポットのみならず、市内に広く点在する多様な観光資源を掘り起こし、体験プログラムなどの充実を通じ滞在型観光へ結び付けていくことや、施設などのハード面の整備、本市の魅力の情報発信を継続して実施するなど、小樽の魅力を深める取組が必要です。

また、今後の観光振興において、点在する資源を面として活用する広域連携は不可欠であると考えられ、豊かな自然や食など、魅力あふれる観光資源を持つ後志圏域や日本遺産[※]認定のストーリーと連携した広域なルートづくりを目指しつつ、北海道新幹線の札幌延伸を意識した地域連携についての検討や新たな観光地域づくり法人「地域DMO[※]」への登録など、小樽の魅力を広げる取組が必要となっています。

さらに観光は、本市を支える基幹産業の一つですが、そのことに対する市民周知が不足しており、市民と観光客が交流する機会が少ないという課題がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、観光客に限らず人と人とが直接接する機会を持つことが困難となっていますが、インターネットなどの活用により、外国人観光客に対して、日本におけるマナーやルールを伝えるとともに、市民に対して、観光情報やホスピタリティの在り方の周知に努め、外国人観光客に国別の習慣や文化の違い、小樽の歴史や文化などの情報を共有し、観光に対しての理解を深め、小樽に一層愛着を持ってもらえるよう、観光客と交流する機会の提供や外国人観光客との相互理解を深めるなど、小樽の魅力を共有する取組が必要です。

※「ホスピタリティ」…心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神のこと。

※「日本遺産」…地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語る「ストーリー」を文化庁が認定し、地域活性化を図るもの。

本市では令和元年 7 月現在、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と、「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命『炭鉄港』～」の二つのストーリーの認定を受けている。

※「地域DMO」…DMOは、Destination Management/Marketing Organization の略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う舵取り役となる法人のこと。地域DMOは、DMOの形態の一つで、原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

表 2－（４）観光入込客数の状況

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	8,061,600	—	7,814,200	—	6,991,800	—	2,595,400	—
うち道内客	4,930,400	61.2	4,642,000	59.4	3,989,600	57.1	1,810,400	69.8
うち道外客	3,131,200	38.8	3,172,200	40.6	3,002,200	42.9	785,000	30.2
宿泊客数	757,500	9.4	801,300	10.3	791,700	11.3	335,700	12.9
うち外国人	205,587	—	232,553	—	200,830	—	858	—
うち中国	52,460	—	55,515	—	50,646	—	271	—
うち香港	32,520	—	31,636	—	28,706	—	10	—
うち台湾	26,851	—	26,934	—	28,139	—	78	—
うち韓国	46,380	—	54,847	—	25,782	—	46	—
うちタイ	13,055	—	19,437	—	17,784	—	23	—
うちシンガポール	12,304	—	13,146	—	13,956	—	11	—
うちマレーシア	7,186	—	8,398	—	7,905	—	13	—
うちアメリカ	3,350	—	5,891	—	6,981	—	72	—
うちオーストラリア	2,695	—	3,119	—	4,593	—	30	—
うちインドネシア	1,139	—	1,934	—	1,761	—	6	—

※国及び地域別の宿泊客数は、うち数として表示しているため、合計値は「うち外国人」と一致しません。（資料：小樽市調査）

表 2－（５）年間観光総消費額

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 30 年度
年間観光総消費額 (億円)	839	1,255	898

※平成 30 年度調査時に算出方法を一部変更（資料：小樽市観光客動態調査）

カ 港湾

小樽港は、外国貿易港として開港 120 年を迎えた歴史のある港です。これまで、時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進め、商港として発展してきました。

しかし、人口減少や太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、取扱貨物量はピーク時の 4 割程度に減少し、物流事業者では高齢化による労働力不足が深刻化しています。このため、国内貨物の誘致、東アジア諸国、ロシアなどの対岸諸国、北米地域などとの貿易拡大による物流の活性化を図るとともに、長距離フェリー等の利用促進による効率的で持続可能な物流体系の構築を図っていくことが必要となっています。

一方、クルーズ船については誘致活動や受入体制の充実を進めてきたことで、道内有数の寄港地として知名度も向上してきていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少した寄港回数を回復させるとともに、将来に向けた更なる寄港回数の増加を目指すため、様々な協力・連携体制を強化しながらクルーズ船誘致に取り組む必要があります。

また、国内外の観光客や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用が求められており、特に第 3 号ふ頭及び周辺地域はクルーズ振興とにぎわいある交流空間として、新たな魅力の創出に取り組み、市内経済の活性化につなげていくことが必要となっています。

また、近年は港湾施設の老朽化が顕著となっており、計画的な老朽化対策の推進や既存施設の有効活用、適正な港湾施設の維持管理に努めるほか、自然災害に対する防災対策の取組を進め、安全で安心して利用できる港湾空間を確保していくことが必要となっています。

これらの課題に対して、小樽港長期構想や小樽港港湾計画で示した、長期的な視点に立って、取り組んでいくことが必要です。

石狩湾新港は、道央圏のエネルギー供給拠点、食品・リサイクル貨物などの集積拠点としての機能の充実が進んでおり、今後も石狩湾新港管理組合への参画を通じ、効果的な港湾施設の整備を行うことでエネルギー関連施設の建設などを促進し、港湾施設の利用増を図るとともに、背後地域への企業立地を推進することにより、本地域の活性化を図る必要があります。また、小樽港とともに北海道日本海側の拠点港として更なる発展をしていくためには、それぞれの特性を生かしつつ相互に連携していく必要があります。

表 2－（６）港湾の取扱貨物量の推移

（単位：トン）

区 分		平成 8 年	平成 16 年	平成 21 年	平成 26 年	令和元年
小樽港	フェリー貨物量	23,535,420	12,818,815	9,573,445	9,090,955	12,092,990
	上記以外の貨物量	2,169,475	1,397,448	1,144,414	967,901	859,771
	貨物量計	25,704,895	14,216,263	10,717,859	10,058,856	12,952,761
石狩湾新港	貨物量計	2,495,714	3,290,654	3,156,209	5,350,535	6,803,381

※石狩湾新港は、フェリーは未就航

（資料：港湾調査）

※平成 8 年は、小樽港における貨物量計のピーク

キ 情報通信産業

情報通信に関しては、デジタル基盤整備やデジタル技術の活用によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）※の推進により、産業の効率化や高付加価値化を進めていく動きがある中で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、非対面という新たな生活様式への取組など、これまでデジタル化が進まなかった分野においてもデジタル化が進みつつあり、デジタル化やオンライン化を前提とした活動の定着が進むとともに、こうした IT※等の活用により社会的課題の解決や新たな価値の創造につながっていくことが考えられます。

また、全国的に少子高齢化などによる経済・社会の構造変化への対応が課題となっており、本市においても、人口の減少に加え、札幌市に隣接している地域特性から若年層が地元に着しないことや、雇用のミスマッチによる地域経済の担い手が不足しています。

こうした課題を解決する方策の一つとして、本市ではこれまで、情報通信関連企業を対象とした優遇措置を設け、立地促進に取り組んできました。

本市が抱える社会的問題の解決や経済活動を維持していくためには、地域のニーズを的確にとらえ、雇用機会の拡大を図ることはもとより、地域経済を支える中小企業における業務の効率化、情報通信技術の活用への取組を推進することによる労働生産性の向上の後押しなど、その時折にあった政策を進めていくことで、新サービスの開発や新たなビジネスモデルを創出することなどにより、競争力を上げていく必要があります。

今後においては、更に技術革新が進む情報通信技術を効果的に取り入れ、地場産業を取り巻く環境や構造の変化に適応していくことが求められています。

※「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」…進化した情報技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。

※「IT」…Information Technology の略称で、情報技術のこと。

(2) その対策

ア 農林業

- ・農業経営基盤の強化
- ・市民に親しまれる地域農業の推進
- ・森林整備の推進 など

イ 水産業

- ・つくり育てる漁業・資源管理型漁業の推進
- ・漁場環境の保全・漁場基盤の整備
- ・地元水産物の付加価値を高める水産加工業の振興と消費拡大の推進 など

ウ 工業・企業立地

- ・経営基盤の強化と創業の促進
- ・ネットワークの形成と地場産業の活性化
- ・地場製品の販路拡大と新たな市場開拓
- ・企業誘致活動の強化 など

エ 商業

- ・創業の促進及び経営の安定化
- ・買い物環境の魅力向上
- ・流通構造の変化に対応した卸売機能の強化
- ・商店街・市場の振興 など

オ 観光

- ・小樽の魅力を深める取組
- ・小樽の魅力を広げる取組
- ・小樽の魅力を共有する取組 など

カ 港湾

- ・物流の活性化
- ・「みなと観光」拠点の創出
- ・安全・安心対策の推進
- ・石狩湾新港との連携 など

キ 情報通信産業

- ・I T化の促進
- ・情報通信技術の活用促進
- ・最新技術を活用した地域課題解決のための取組の推進 など

◆指標

指 標	基準値	目標値
認定農業者数	6 件 (R1)	15 件 (R7)
小樽沿岸の漁獲量	3,853t (H30)	3,885t (R7)
課税免除による支援を活用した設備投資件数	7 件 (H30)	49 件 (R1～R7 合計)
中心 7 商店街の空き店舗率	14.0% (H30)	11.2% (R7)
小樽市の宿泊客延数	957,100 人 (H30)	1,197,100 人 (R7)
小樽港の年間取扱貨物量	1,307 万 t (H30)	基準値より増 (R7)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業			
		森林環境整備事業 森林環境整備事業費	市	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設			
		公設青果・水産地方卸売市場施設整備事業 公設青果地方卸売市場定温庫冷蔵設備更新事業費 公設水産地方卸売市場施設維持補修費	市 市	
	(7) 商業 その他			
		経営基盤強化事業 中小企業設備近代化合理化資金貸付金 中小企業経営安定健全化資金貸付金 商店街駐車場整備事業 (仮称) 堺町駐車場整備事業費 堺町観光バス駐車場整備事業費	民間等 民間等 市 市	
	(9) 観光又はレクリエーション	朝里川温泉施設等整備事業 朝里川温泉湯場施設等整備事業費 「おたる自然の村」施設改修事業 「おたる自然の村」施設改修事業費	市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業			
		【第1次産業の持続的発展に資する事業の実施】 農業持続化支援事業 施設栽培促進事業費補助金 経営改善事業費補助金 水産資源維持管理事業 日本海さけ・ます増殖事業協会負担金 沿岸漁業振興事業費補助金 とど被害防止対策事業費補助金 水産多面的機能発揮対策事業費負担金	民間等 民間等 民間等 民間等 民間等 民間等	
	商工業・6次産業化	【企業等への支援による経営の安定化や販売機能強化などを図るための事業の実施】 商店街活性化支援事業 商店街活性化支援事業費 にぎわう商店街づくり支援事業費 商店街振興組合連合会補助金 空き店舗対策支援事業費 商店街公的利便施設整備支援事業費 企業等支援事業 融資幹業務等委託料 商工会議所補助金 中小企業振興会議運営経費 小規模事業指導事業費補助金 創業支援事業費 創業支援セミナー「小樽商人塾」開催事業費 経営力強化支援事業費 中小企業等省エネ推進補助金	民間等 民間等 民間等 民間等 民間等 市・民間等 民間等 民間等 市 市 民間等	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	観光	事業承継支援事業費 販路拡大推進事業 小樽ブランド販路拡大推進事業費 北海道の物産と観光展負担金 物産協会補助金 海外販路拡大支援事業費 稼ぐ力向上実践事業費 小樽産品販路拡大強化支援事業費 ものづくり産業活性化推進事業 ものづくり市場開拓支援事業費 小樽がらす市実行委員会補助金	市 市 市・民間等 民間等 民間等 市 市・民間等 市 市・民間等	
		【観光情報の提供や観光客の受入体制を整備するための事業の実施】 観光振興事業 観光協会運営費補助金 宣伝物製作等経費 観光マップ作成費補助金 観光誘致促進事業費補助金 観光案内所運営費交付金 潮まつり実行委員会補助金 雪あかりの路実行委員会補助金 観光バス駐車場管理運営経費 観光広告プロモーション事業費補助金 外国語通訳配置支援事業費補助金 外国人観光客誘致広域連携事業費補助金 DMO専門人材派遣事業費補助金 朝里川温泉組合補助金 泉源管理用地取得関係経費 教育旅行誘致促進事業費 教育旅行ガイドブック作成費補助金 おもてなし推進事業費 北運河Yummy市実行委員会補助金	民間等 市 民間等 民間等 民間等 市・民間等 市・民間等 市・民間等 民間等 民間等 市・民間等 民間等 民間等 市 市 民間等 市・民間等 民間等	
		企業誘致 【企業の立地や操業のフォローアップを図るための事業の実施】 企業立地促進事業 企業誘致促進事業費 立地環境視察費用補助金 サテライトオフィス誘致事業費	市 民間等 市	
		その他 【地域経済などの活性化や連携を図るための事業の実施】 水産物ブランド化推進事業 水産物ブランド化推進事業費 産業振興関連事業 地場産品導入促進事業費 関西小樽会交付金 札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会負担金 小樽港活性化事業 港湾計画改訂事業費 小樽港貿易振興協議会負担金 小樽ポータルラジオ運営経費	市・民間等 市・民間等 民間等 市・民間等 市 市・民間等 市	

(4) 産業振興促進事項※

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間
小樽市内全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) その対策及び(3) 計画のとおり

※「産業振興促進事項」…過疎地域の区域の特性に応じた農林水産物や商工業などの振興の促進に関する事項で、その区域や振興すべき業種のほか、促進するために行う事業を掲載することで、国税の特例や地方税の課税免除に関する減収補填措置を受けることができる。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 産業系施設

老朽化が進んでいることから、施設の利用状況や市民ニーズを踏まえ、今後における施設の在り方や改修方法などを検討します。

イ 観光施設

引き続き、現施設を維持するために、必要な改修等を行います。

ウ 港湾施設

港湾施設の維持管理に関しては、「小樽港維持管理計画」及び国土交通省港湾局の示す「港湾の施設の点検診断ガイドライン」等に基づいて、日常点検、定期点検診断等を実施します。

また、随時「小樽港維持管理計画」の更新を行い、この計画を基に、港湾施設の修繕や更新を計画的に進めます。

エ その他

老朽化が進んでいる施設に関しては、利用状況や市民ニーズを踏まえ、民間事業者との連携による管理運営等も視野に入れ、今後の施設のあり方について検討します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市は、若年層の転出超過と低い合計特殊出生率※が続いていることで急速に人口減少や少子高齢化が進んでおり、市内企業等の労働力不足や医療・福祉・交通・教育の確保などの課題があります。情報通信基盤は、市内のほぼ全域で超高速ブロードバンドが整備されており、第5世代移動通信システム（5G）の範囲も広がりつつあることから、IoT※やAI※などといった未来技術を活用した取組が一層進んでいくことが想定されます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、全国的にはオンライン授業やテレワークといったICT※の活用が広まりましたが、行政分野におけるデジタル化の遅れなどの課題が明らかになりました。

このため、官民連携による安全・安心なデータの利活用を通じた市民生活の向上や、これまで当たり前と考えられてきた業務や慣習についてデジタル化を前提に考え直す（デジタル・トランスフォーメーション（DX）※）必要があるとの機運の高まりがみられます。

※「合計特殊出生率」…一人の女性が一生に生む子どもの平均人数を推定する指標。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの

※「IoT」…Internet of Things の略で、モノのインターネットと呼ばれており、モノがインターネット経由で通信することにより、それぞれのモノから個別に情報を取得でき、その情報を基に最適な方法でそのものを制御できるという仕組みのこと。

※「ICT」…Information and Communication Technology の略称で、情報・通信に関する技術のこと。

※「AI」…Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

※「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」…進化した情報技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。

(2) その対策

- ・ICT を利活用した地域づくり
- ・ICT を利活用した産業の活性化
- ・ICT を利活用した行政運営の高度化 など

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消の ための施設			
		地上デジタル放送送受信施設等更新事業 星野町テレビ地上デジタル放送送受信施設更新事 業費	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化			
		自治体DX推進事業 行政手続オンライン化経費 デジタル外部人材関係経費 A I ・ R P A 関係経費 窓口キャッシュレス決済導入事業費 庁内会議ペーパーレス化推進事業費 ビッグデータ活用事業費 情報格差対策事業 シニアスマホ教室開催事業費	市 市 市 市 市 市 市 市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路・河川

本市は、古くから自然発生的にまちなみが形成されてきたことに加え、地形的に山坂が多いことから、道幅が狭く急勾配の道路が数多く存在します。これらの中には側溝や舗装などの老朽化が進行しているものが数多くあるほか、未舗装のものもあることから、緊急度や交通量、事業効果などを勘案した上で、道路の適切な整備や維持管理を行う必要があります。

また、橋りょうやトンネルなどの大規模な道路構造物のほか、照明など道路附属物の老朽化が進む中で、日常のパトロールとともに定期的な点検を実施し、ライフサイクルコスト[※]の縮減を目指した計画的な修繕を行うことで、安全で円滑な交通の確保を図る必要があります。

一方、市内には北海道が管理する勝納川や朝里川などの比較的大きな河川のほかに、本市が管理する中小河川が数多く存在します。本市が管理する河川では護岸などの河川施設の老朽化が進行していることから、河川の氾濫などによる水害を未然に防ぐため、河川の適切な整備や維持管理が必要となっています。

このため、老朽化した河川施設の修繕や継続的な河川しゅんせつ[※]による水害対策の強化、沈砂池[※]のしゅんせつによる小樽運河等の水質浄化を進める必要があります。

※「ライフサイクルコスト」…構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄に至る費用のこと。

※「しゅんせつ」…河川などの水底をさらって土砂等を取り除くこと。

※「沈砂池」…河川から取り入れた水から砂や泥を沈殿させるための人工池のこと。小樽市内の沈砂池は4か所あるが、その内3か所は、小樽運河の手前に設置されている。

イ 除排雪

本市は豪雪地帯であり、地形的に山坂が多い上、比較的幅員の狭い道路が多い環境の中、降雪や積雪などにより歩行者や車両の通行に支障が出ることが少なくなく、また、多様化する冬の市民生活に対応するため、効率的な除排雪作業などの雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要となっています。

少子高齢化が進む中、お年寄りや子どもの安全な歩行空間の確保が必要となっているほか、自力では、置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策が求められています。

ロードヒーティング設備については、幹線道路を中心に令和3年4月現在232か所設置されていますが、稼働後15年以上経過した施設は約9割となり、計画的な更新が必要になっています。

雪堆積場等[※]については、地形的に山坂が多く、古くからまちなみが形成されていることから陸域での土地の確保が難しく、また、現在使用している雪堆積場についても土地利用や周辺環境の変化により将来にわたり使用できるか課題があります。

※「雪堆積場（ゆきたいせきじょう）」…道路管理者や市民が排雪した雪を堆積する大規模な空地

「雪処理場（ゆきしゅりじょう）」…道路管理者や市民が排雪した雪を海水等で融かす場所

「雪押場（ゆきおしば）」…道路管理者が除排雪作業に使用する小規模な道路沿いの空地

「雪置場（ゆきおきば）」…市民が除排雪作業に使用する小規模な空地

ウ 交通

都市内交通においては、人口減少などにより、路線バスをはじめとした地域公共交通の利用者数は減少傾向にあります。令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により利用者数が大きく減少し、交通事業者の経営環境はさらに厳しさを増しています。

しかし、その一方で、高齢化の進行などに伴い、地域公共交通が担う役割はますます重要になっており、市民の身近な足を確保するためにも、更なる取組や対応が求められています。

このため、地域公共交通については、利便性の向上と利用促進を図っていくとともに、安定した運営の下で円滑に運行がなされるよう、関係者との連携を図りながら維持していく必要があります。

広域交通は、観光をはじめとする地域産業の振興や地域間交流の推進に寄与するとともに、災害時における避難・輸送や、高次医療機関へのアクセス確保など多様な役割を担っており、安全・安心で豊かな市民生活やまちの活力を支えるために必要不可欠な社会基盤となっています。

また、将来的には北海道新幹線の札幌延伸などにより交流人口※の更なる増加が見込まれることから、後志圏、札幌圏をはじめ道内外との経済活動の促進や、観光客の受け入れなどのため、都市内交通との連携を図りながら、利便性の高い交通ネットワークを構築していく必要があります。

これらの交通環境を維持・改善するために、これまでも基盤整備などが進められてきており、近年では、本市と後志圏を結ぶ後志自動車道の開通や国道5号の防災事業などにより、交通の円滑化や安全性・利便性の向上が図られています。

こうした基盤整備等に当たっては、社会状況の変化に応じ、効果的な整備を行うため、今後も引き続き関係機関に対し、要望活動を展開していく必要があるほか、長期にわたって未整備となっている都市計画道路等について、そのあり方を含め必要な計画の見直しなどを行っていく必要があります。

※「交流人口」…その地域を訪れる人のことで「定住人口」に対する概念。訪問目的は、通勤や通学、買い物、観光、レジャーなど内容は問わない。

(2) その対策

ア 道路・河川

- ・道路の整備、維持管理
- ・河川の整備、維持管理 など

イ 除排雪

- ・効率的な雪対策の充実
- ・市民との協働による雪対策の検討
- ・雪堆積場等の確保 など

ウ 交通

- ・持続可能な交通ネットワークの構築
- ・交通基盤・交通環境の整備・充実 など

◆指標

指 標	基準値	目標値
道路改良工事等で側溝や舗装などを新設又は改良する市道の整備延長	2km (H28～30 平均)	14km (R1～7 合計)
除排雪等に対する「市民の声※」件数	2,697 件 (H21～30 平均)	2,260 件 (R1～7 平均)
バスの「運行頻度」・「運行間隔」における不満足割合	49.2% (H30)	基準値より減 (R7)

※「市民の声」…市民からの要望、苦情等

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路			
		市道整備、交通安全施設整備等事業 単独事業 市道整備事業費（道路橋りょう維持費） 臨時市道整備事業 道路ストック更新事業費 道路法定点検事業費	市 市 市 市 市	
		橋りょう 橋りょう長寿命化対策事業 道路橋りょう維持費 橋りょう長寿命化事業費	市 市	
	その他	ロードヒーティング更新事業 ロードヒーティング更新事業費 ロードヒーティング更新事業費単独事業	市 市	
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設			
		鉄道駅設備等整備事業 鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金	民間等	
	(8) 道路整備機械等	除排雪機械更新事業 建設機械整備費	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通			
		【地域公共交通の体系維持や交通ネットワークの整備を図るための事業の実施】 公共交通維持・活性化事業 後志地域生活交通確保対策事業費補助金 地域公共交通活性化事業費 生活バス路線運行費補助金	民間等 市・民間等 民間等	
		交通施設維持 【安全で円滑な道路交通の確保を図るための事業の実施】 道路維持事業 除雪費	市	
	(10) その他	河川整備事業 銭函地区河川防災事業費 沈砂池しゅんせつ等工事費 河川整備事業費	市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 道路・橋りょう

インフラ施設の道路に関しては、本市ではこれまで定期的に点検・維持補修を行っています。

引き続き、国土交通省の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、適切に維持管理を進め、市民の安全性・快適性を確保していきます。

橋りょうに関しては、「小樽市橋梁長寿命化修繕計画」（平成 26 年 3 月策定、令和 3 年 3 月改定）に基づき計画的に進めますが、進捗状況等を勘案し、必要に応じて本計画に基づき見直しを行います。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本市の水道は自然環境に恵まれた豊富な水源により、大正3年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われ、下水道は、昭和30年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。令和元年度末の水道普及率※は99.9%、下水道普及率※は99.1%であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。現在、水道水源に汚染源はなく水質は安定していますが、今後も引き続き安全で良質な水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、公共下水道は、市民の生活環境を清潔で快適なものにするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全することが重要です。

簡易水道事業においては、平成2年より、銭函4丁目及び5丁目の石狩湾新港地域において立地する企業等への給水を行っています。

上下水道施設については、老朽化した施設もあることから、機能を維持するため、適正な維持管理による老朽施設の延命化と効果的な改築・更新を進めるとともに、耐震化などによる災害に強い施設づくりや、将来需要に対応した施設の効率化などを進めていく必要があります。

上下水道事業の経営については、将来の人口減少や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による景気動向などを考慮し、持続可能で効率的な事業経営に努めなければなりません。市民を対象とした「水に関するアンケート※」では、上下水道事業への理解が不足しているとの結果が出ていることから、市民の視点に立った事業経営を目指すため、わかりやすい情報を提供することが求められています。また、本市には、「近代水道百選」や「土木学会選奨土木遺産」に選定された歴史的価値のある水道施設を有していることから、その有効活用や、循環型社会へ貢献するため、再生可能エネルギーの利活用などによる環境負荷の低減を図る必要があります。

災害などによる上下水道施設への被害は、市民生活に大きな影響を与えることから、早期に施設の機能を回復させるための、危機管理対策の充実が不可欠です。このため、業務継続計画の充実や応急資機材の確保とともに、近隣自治体との相互応援体制の強化など、広域連携の推進を図ることが重要になっています。

※「水道普及率」…給水人口／行政区内人口

※「下水道普及率」…処理可能区域内人口／行政区内人口

※「水に関するアンケート」…平成29年6月から7月に実施したアンケートのこと（市民約3千人に発送）。

イ 循環型社会

市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成17年度の生活系ごみ減量化・有料化により、平成16年度の815gから令和元年度には468gまで減少し、家庭から出されるごみ全体の排出抑制が進んでいます。

また、市民一人1日当たりの生活系資源物排出量は、生活系ごみからの移行による増加を見込みましたが、排出抑制の施策等による減量効果もあって、近年は微増という状況になっています。

これまでも分別や適正排出の啓発に努めてきましたが、今後も北しりべし廃棄物処理広域連合とも協力しながら、排出抑制に重点を置いた3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「再利用（Recycle）」の更なる推進を検討していく必要があります。また、今後も進む高齢化や人口減少に

加え、近年、社会問題となっている食品ロス問題や災害発生時の廃棄物にも対応した将来の収集や処理体制についても、考えていく必要があります。

事業系ごみについては、生活系ごみに先行して平成 12 年度の有料化により減量化が図られ、平成 11 年度の 48,545 トンから大きく減少し、令和元年度は 17,190 トンと大きく減少し、排出抑制が進んでいます。

主に生活系ごみを処理した後の焼却灰や破砕残さ等を埋め立て処分する一般廃棄物最終処分場については、かさ上げによる拡張整備を進め延命化を行います。また、事業活動で排出される再資源化できない建設廃材等を埋め立て処分する産業廃棄物最終処分場についても、今後延命化に取り組んでいく必要があります。

し尿は、老朽化した施設に替えて、平成 27 年度から中央下水終末処理場において処理していますが、下水道に接続されていない又は合併処理浄化槽※で処理していない炊事、洗濯、風呂などの生活雑排水については、河川や海の汚れの原因となっていることから、水質の浄化や水環境の保全を図るための対策を引き続き取り組んでいく必要があります。

※「合併処理浄化槽」…微生物の働きで、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などの排水）を浄化するための設備

ウ 消防

近年、全国各地において大規模地震や集中豪雨などによる甚大な被害が発生し、消防には迅速かつ的確な災害対応が求められています。また、国が定める障害者基本計画においては、災害発生時における障害特性に配慮した支援体制の整備の促進が示されているところです。このため、「消防力の整備指針」に基づき地域の実情に応じた消防力を計画的に整備するとともに、複雑・多様化する各種災害や市民ニーズに対応するため、消防署や車両の適正配置を行うほか、会話の不自由な聴覚・言語機能障害者や避難行動要支援者からの緊急通報への円滑な対応手段を確立し、消防指令業務の共同運用など近隣消防本部との連携も含め、総合的な消防体制の強化を図る必要があります。

火災発生件数及び火災による死者数は、近年減少傾向にあり、火災予防の施策に一定の成果が見られますが、依然として建物火災が全火災の半数近くを占め、建物火災のうち住宅火災がその半数以上となっています。このため、市民に対しては各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携し住宅防火対策の周知を図り、事業所に対しては防火安全対策の徹底を求めるなど、防火意識の啓発や、火災予防につながる安全・安心情報の発信を積極的に行っていく必要があります。また、高齢化率の高い本市においては、救急救助体制の充実も求められています。特に、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を図る必要があります。

消防団は、地域防災力の中核として重要な組織ですが、近年、消防団員は減少傾向にあります。このため、消防団員の加入促進を図るとともに、資機材や装備を充実させ、地域防災力の充実強化に取り組む必要があります。

エ 防災・危機管理

本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震、台風、融雪期の増水などにより、崖崩れや地滑り、津波、高潮、河川のはん濫などの災害が起こる可能性があります。

このため、土砂災害などに対する防災工事や建築物の耐震化などのハード対策と、災害に備えた啓発活動や警戒避難体制の強化、最低限の行政サービスを確保するための本市業務継続計画に基づく取組などのソフト対策を組み合わせ、災害による被害を最小化するとともに被災しても速やか

に回復できる、強さとしなやかさを併せ持つ強靱なまちづくりを、平時から計画的に進めていく必要があります。

また、災害の発生時には、一人ひとりが自分の身を守る「自助」が基本になりますが、高齢者や障がい者などの災害弱者に加え、観光客や今後、増加が見込まれる在留外国人などには、市などが災害対応を行う「公助」やお互いに助け合う「共助」が大きな役割を果たすことから、地域で助け合う自主防災組織※の育成を進め、住民組織やボランティア及びその関係団体との連携・協力体制、防災関係機関・民間団体・他自治体との応援協力体制などを強化していく必要があります。

災害時の医療体制については、医師会や市内医療機関との連携、災害拠点病院（災害時に必要な医療支援を行うための拠点病院）である小樽市立病院の機能の充実、医療機関における被災状況の情報収集・発信体制の整備を進めており、医療活動が災害時に有効に機能するには、これまで整備してきた体制の充実強化を図ることが重要です。

さらに、これらの災害対応のほか、国民保護法における武力攻撃事態等が発生した場合に備え、住民等を安全な場所へ避難させるための体制づくりを進めるなど危機管理体制の強化の必要があります。

※「自主防災組織」…地域住民が自主的に結成する防災組織。主に町内会等を基盤として、地域住民が組織結成に合意し、規約・組織・活動内容を定めることで成立する。

オ 生活安全

近年、市内の人身事故に係る交通事故の発生状況については、発生件数・死亡者数ともほぼ横ばい傾向ですが、高齢者が加害者又は被害者となる交通事故が全国的に問題化しており、本市も例外ではありません。毎年、各種の交通安全運動や啓発活動、また、子どもや高齢者向けの交通安全教室や講話を開催していますが、特に、高齢者を対象とした交通安全の啓発を推進する必要があります。

防犯体制の推進については、近年、道内の全体の犯罪件数は減少していますが、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は増加傾向にあり、空き巣等の侵入窃盗が依然として多数発生していることから、防犯団体への支援による自主防犯活動の取組や街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成による夜間の安全確保を継続し、地域と一体となった防犯活動を推進する必要があります。

消費生活の安定と向上に向けては、相談窓口として「小樽・北しりべし消費者センター」を設置していますが、消費生活関連の問題が多様化・複雑化してきているため、消費生活相談員の対応力の向上を図るほか、消費者自らの対応力を高めていく必要があります。

これら生活安全に関する施策については、警察を始めとする関係機関と連携しながら、官民一体となった効果的な取組を推進していく必要があります。

カ 住宅

本市の既成市街地は、傾斜地に家が建ち、敷地や道路が狭あいで、老朽化した木造住宅も多く、人口減少に伴い空き家も増加している状況にあります。

また、防災や省エネのニーズへの対応、少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者の誰もが安心して住むことができ、子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境の確保が求められています。

このため、民間住宅についてはバリアフリー化、耐震化及び断熱改修を含めたリフォームを促進し、安全で安心して、快適に暮らせる住環境の形成が必要となっています。

また、市営住宅については、市民の住宅セーフティネット※としての役割が求められていることから、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなかへの居住の推進を図るため、計画的に建替え、改善及び用途廃止を進める必要があります。

空家等については、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供、管理不全な空家等の解消のほか、古民家の利活用を含めた移住・定住の促進などに向けた有効活用が求められています。

※「住宅セーフティネット」…経済的理由などで住宅を確保できない市民に対し、柔軟かつ公平に賃貸住宅や住宅資金を提供するための仕組みや制度のこと。

キ 公園・緑地

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、個性的なまちなみを形成しており、今後も市街地の緑を含めた保全に努め、潤いと安らぎのあるまちづくりを進める必要があります。

少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、公園に求められるニーズの変化の把握に努め、子どもから高齢者まで、誰もが快適に安全で安心して公園を利用できるよう維持管理を図るとともに、整備に当たっては、地域に配慮して進めていく必要があります。

市街地は、比較的緑が少ない状況にあることから、公園・緑地のみではなく、公共施設や民有地の緑化も進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があり、緑化に関する情報提供や技術の普及、緑化活動団体への支援等を通じ、市民との協働により緑化を推進する必要があります。

ク 環境保全

都市化の進展やライフスタイルの多様化により、近隣騒音や悪臭など都市生活型公害が顕在化し、より快適な環境を求める意識が高まる中で、工場や事業場の監視や指導の強化、開発行為に対する事前協議など、公害を未然に防止するための対応が求められています。

地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な取組が進んでいます。温暖化の原因とされる温室効果ガス排出量を削減するためには、市民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが必要です。温暖化防止の意識の普及と啓発に努めていくことで、エネルギーの有効利用を推進し、環境負荷の低減を図る必要があります。

環境と経済のバランスの取れた社会をつくるためには、市民生活や事業活動など社会全体の変革が必要です。地域の環境が地球全体の環境に結び付いていることを認識し、環境にやさしい行動ができるよう、一人ひとりの意識改革が求められています。

自然とのふれあいを求め、海や山で余暇を過ごす人が増えていますが、その一方で、自然環境への負荷の増大が懸念されています。人と自然が共生していくための意識の普及と啓発により、自然環境の保全を図る必要があります。

ケ 都市景観

変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの自然景観、港湾を軸に商都として発展してきた小樽の歴史を今に伝える運河や石造倉庫群などの歴史的建造物といった本市特有の景観資源を保全しながら、魅力的な都市景観を創出するため、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下「景観条例」といいます。）を制定しました。

本市は、平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成20年に景観条例を改正した上で、その翌年には、より良好な景観の形成を目指して「小樽市景観計画」（以下「景観計画」といいます。）を策定しました。

景観条例に基づき、平成30年3月現在において、歴史的建造物96件を登録、そのうち79件を指定しているほか、保存樹木22本、保全樹林約19haを指定し、景観計画においては、市域全域を景観計画区域に定め、そのうち、歴史、文化等から見て小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域(131.6ha)」に指定しており、本市独自の歴史的な景観や自然景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成に努めてきました。

さらに、平成24年に北海道から一部権限移譲を受け、「小樽市屋外広告物条例」を制定し、本市独自の許可基準を設け景観の保全に努めています。

しかし、老朽化が進む歴史的建造物などの保全及び活用には技術的な課題を伴うことがあり、さらには維持補修のために多額の経費を要することもあるため、これらの課題解決に向けた所有者への支援が求められています。

また、近年は観光客が多く訪れる一部の小樽歴史景観区域において、景観に配慮しない屋外広告物が見受けられ、改善が課題となっています。

法や条例、景観計画に基づく指導・助言及び関係機関との連携によって、良好なまちなみ景観を誘導するとともに、市民との協働により、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる景観の形成を更に進めていくことが必要となっています。

コ その他

本市の葬斎場は、平成3年に供用を開始し、火葬を行っている市内唯一の施設です。今後も、施設を安定して稼働させるため、改修等により延命化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 上下水道

- ・安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造
- ・上下水道機能の維持・強化
- ・経営基盤の強化と市民の視点に立った事業経営
- ・危機管理対策の充実と広域連携の推進 など

イ 循環型社会

- ・3Rの推進に向けた自主的な取組への支援
- ・ごみ・資源物の適正処理
- ・し尿などの適正処理 など

ウ 消防

- ・警防※体制の整備
- ・火災予防の推進
- ・救急救助体制の充実
- ・消防団の強化 など

※「警防」…消防業務のうち、火災の防御・消火に係る業務及び119番通報を受信し、出動指令を出す指令業務のこと。

エ 防災・危機管理

- ・防災対策の推進
- ・災害応急活動体制や危機管理体制の強化 など

オ 生活安全

- ・交通安全の推進
- ・防犯体制の推進
- ・消費生活の安定と向上 など

カ 住宅

- ・安全・安心で快適な住宅の促進
- ・市営住宅の整備活用
- ・空家等対策 など

キ 公園・緑地

- ・緑の保全
- ・公園・緑地の整備推進と維持管理の充実
- ・市民との協働による緑化の推進と支援 など

ク 環境保全

- ・市民生活における環境保全対策の徹底
- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・環境意識の高揚
- ・人と自然の共生 など

ケ 都市景観

- ・歴史的建造物の保全及び活用
- ・まちなみ景観の創出
- ・自然景観等の保全
- ・市民との協働による景観形成 など

コ その他

- ・葬祭場の施設の長寿命化及び適切な維持管理 など

◆指標

指 標	基準値	目標値
上下水道に満足している市民の割合	61.4% (R1)	基準値より増 (R7)
市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量	470g/人・日 (H30)	438g/人・日 (R7)
消防車両更新台数	— (H30)	10 台 (R1～7 合計)
災害に強いまちづくりができていると感じている市民の割合	17.4% (R1)	基準値より増 (R7)
町会等が保有する街路防犯灯のLED 灯への更新数	13,324 灯 (H30)	13,757 灯 (R7)
管理不全な空家の解体件数	18 件 (H30)	140 件 (R1～R7 合計)
公園やまちなかの緑に満足している市民の割合	43.1% (R1)	基準値より増 (R7)
良好で快適な環境の保全が図られていると感じている市民の割合	27.7% (R1)	基準値より増 (R7)
指定歴史的建造物の指定件数	79 件 (H30)	79 件 (R7)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道			
		水質分析機器整備更新事業 水質検査機器整備事業費 水道施設改築更新事業 老朽施設等更新改良事業費 配水管整備事業費 導・送水管整備事業費	市 市 市 市	
	簡易水道			
		配水施設整備事業 樽川配水ポンプ所電気計装設備改修費 樽川配水ポンプ所設備改修費	市 市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道			
		下水道施設改築更新事業 下水道施設改築更新事業費	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設			
		廃棄物処分場整備事業 施設維持補修費 廃棄物最終処分場拡張整備事業費 ごみ収集車整備事業 ごみ収集車購入経費	市 市 市	
	(4) 火葬場			
		葬斎場再整備事業 葬斎場再整備事業費 火葬炉補修事業費	市 市	
	(5) 消防施設			
		消防車両整備事業 機動力増強・近代化事業費 救急業務高度化推進事業費 消防通信指令事業 高機能消防指令センター機器更新事業費 消防団装備品等整備事業 消防団員安全装備品等整備事業費 消防・防災施設整備費 消防施設等改修事業 消防訓練塔改修事業費 消防署オタモイ支署蘭島支所改修事業費 庁舎等改修事業費	市 市 市 市 市 市 市 市	
	(6) 公営住宅			
		市営住宅施設整備・改善事業 市営住宅施設整備費 市営住宅改善事業費 公営住宅建替事業 公営住宅建替事業費	市 市 市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活			
		【循環型社会の形成を推進するための事業の実施】 ごみ・資源物等適正処理事業 集団資源回収事業費	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	環境	ごみ減量等市民啓発事業費 資源物分別収集事業費 北しりべし廃棄物処理広域連合負担金 ごみ処理手数料徴収関係経費 不法投棄等対策経費 桃内施設等維持管理業務委託料 桃内地域環境整備事業費補助金 収集運搬経費 し尿収集運搬委託料 【安全で安心な水を確保するための事業の実施】 石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業 石狩西部広域水道企業団出資金等	市 市 一部事務組合 市 市 市 民間等 市 市 一部事務組合	
		【環境に配慮した取組を推進するための事業の実施】 大気常時監視等環境調査事業 大気汚染監視測定機器整備事業費	市	
		【地域の景観や安全・安心確保のため、管理不全施設、公共施設等を撤去する事業の実施】 特定空家等対策事業 特定空家等住宅除却費助成事業費 特定空家等除却事業費	民間等 市	
		【安全に暮らすことのできる社会の実現に資する事業の実施】 防災・防犯促進事業 木造住宅耐震改修促進経費 防災関係経費 原子力防災関係事業費 交通安全運動推進委員会交付金 街路防犯灯設置費補助金 街路防犯灯維持費補助金	民間等 市 市 市・民間等 民間等 民間等	
		【市民生活の安全と潤いのあるまちなみの景観を維持するための事業の実施】 街路樹剪定等事業 街路樹剪定等事業費 【利便性の高い公営住宅を供給するための事業の実施】 既存借上公営住宅事業 既存借上公営住宅事業費 【空家等の発生予防や所有者等の適正管理を促すなど、空家数減少につなげる事業の実施】 空家等対策事業 空き家対策事業費 空家等対策事業費 空家等実態調査事業費 【歴史的建造物の保存及び活用に寄与し、地域の活性化につながる事業の実施】 歴史的建造物保全・活用事業 旧寿原邸利活用推進経費 歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金 旧第3倉庫保全・活用経費	市 市・民間等 市 市 市 市・民間等 民間等 市・民間等	
		その他		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(8) その他	急傾斜地崩壊防止事業 防災関係経費（住吉町地すべり対策事業費） 住宅・建築物耐震化促進事業 民間大規模建築物耐震改修等促進事業 公園再整備事業 市内各公園維持補修費 市内各公園維持管理経費 都市公園安全・安心事業費 手宮緑化植物園管理経費（施設維持補修費） トイレの洋式化等整備事業費 総合公園再整備事業費（小樽公園） 清掃事業所改修事業 清掃事業所改修事業費（施設改修事業費）	市 民間等 市 市 市 市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 水道・下水道施設

水道・下水道施設の更新・維持管理に関しては、あるべき姿と目指す方向性を示した「第2次小樽市上下水道ビジョン（令和元年12月策定）」及び「小樽市簡易水道事業経営戦略（平成29年3月策定）」に基づき、施設の維持管理等の課題に取り組みます。

イ 供給処理施設

供給処理施設のうち、廃止済又は廃止が予定されている施設は、廃止後に現建物を除却することを検討します。

継続して使用される施設の中には、老朽化が進行している施設も含まれることから、当面、長寿命化が図られる改修を行い、施設の維持に努めます。

ウ 消防施設

老朽化が進んでいない施設に関しては、当面、長寿命化が図られる改修や維持管理を行います。

老朽化が進んでいる施設に関しては、集約化なども視野に入れ、今後の施設のあり方について検討します。

エ 公営住宅

公営住宅の維持管理については、「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」（令和2年3月策定）に基づき計画的に進めます。廃止が決まった公営住宅に関しては、除却について検討します。

オ 公園

公園の維持管理に関しては、「小樽市公園施設長寿命化計画」（平成26年3月策定）に基づき計画的に進めます。なお、計画期間が令和4年までとなっており、令和5年以降は新たに策定される計画に基づき維持管理を行います。

カ その他

老朽化が進んでいない施設に関しては、当面、長寿命化が図られる改修や維持管理を行います。

老朽化が進んでいる施設に関しては、利用状況や市民ニーズを踏まえ、民間事業者との連携による管理運営等も視野に入れ、今後の施設のあり方について検討します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子ども・子育て支援

本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率※は、全国、全道の平均値とともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、市民アンケートの結果や人口対策の観点からも、安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援が求められています。

障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもの発達を促すため、関係機関が連携し乳幼児期から18歳未満まで一貫した効果的な支援ができるような支援体制の充実も求められています。

共働き世帯の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しています。働きながら安心して子育てができるように、保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実が必要となっています。また、児童生徒が放課後や長期休業中などを安全・安心に過ごし、多様な経験、活動ができるような居場所の充実も必要です。

少子化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもを生み育てる家庭環境は大きく変化しています。子育て家庭が地域社会の中で孤立しないように、地域社会全体で子育てを支援する新しい支え合いの仕組みづくりが求められています。

育児不安やストレスから児童虐待につながる事例が見受けられており、関係機関と連携を図りながら、保護が必要な子どもとその家族に対する支援が必要となっています。

また、子どもの発達に悩みを抱える保護者への支援や、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長できるための取組が求められています。

ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。このため、相談体制の充実や経済的負担の軽減と就労支援策の充実などが求められています。

※「合計特殊出生率」…一人の女性が一生に生む子どもの平均人数を推定する指標。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの

イ 高齢者福祉

本市の高齢化率は上昇しており、要介護者や支援等を必要とする高齢者の増加が見込まれます。健康づくりや介護予防の取組の推進と、医療と介護の連携及び地域で高齢者を支える担い手づくりなど、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進が急務となっています。

国の推計によると、全国の認知症高齢者の数は、平成24（2012）年の462万人（65歳以上の高齢者の約7人に1人）から令和7（2025）年には700万人（同 約5人に1人）になるとされており、本市においても認知症になる高齢者の増加が見込まれます。認知症の方やその家族が安心して暮らせるまちづくりとして、地域の見守り体制の構築と認知症の方を支える家族への支援などの充実が求められます。

また、高齢者の介護予防・生活支援サービスを充実するために、サービスの担い手となる住民主体の活動の広まりと、高齢者自身も地域の支え手として活躍でき、社会参加が促進され、生きがいを持ちながら、生き生きと生活できるような仕組みづくりを行う必要があります。

ウ 障がい者福祉

障がいのある人が、ノーマライゼーション※理念の下に、自己の選択と決定の機会が確保され、

様々な活動に参加できる社会を実現するためには、「小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」や「小樽市手話言語条例」などに基づき、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している障壁を除去するとともに、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮して自己実現できるような支援が求められています。

また、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、活動や住まいの場など障がいの特性やライフステージに応じたサービスの提供や、障がいのある人やその家族への相談支援など、地域生活を支援する体制の充実を図る必要があります。

※「ノーマライゼーション」…障がいのある人もない人も平等に生活する社会の実現を目指す考え方

エ 地域福祉

近年、人口減少・少子高齢化の進行や、非正規雇用の増加などの社会経済情勢の変化によって、ダブルケア※や生活困窮、虐待、ひきこもりなど、複合的で多様な課題を有する世帯が増加する一方で、地域のつながりは希薄化しているため、個々の課題解決が難しくなっています。

こうした状況から、住民相互の支え合いを広げ、個々の問題を地域の課題として受け止め、解決に向けて連携していく意識の普及と、多様な課題に対応できる体制の整備を図り、地域全体の福祉を発展させていくために、取組の方向性や基本的な考え方を定めた「小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画」の着実な遂行が必要となります。

また、住まいや移動などにおける物理的なバリアだけではなく、偏見や差別といった心のバリアを取り除き、ハードとソフトの両面から、人に優しい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

※「ダブルケア」…子育てと親の介護を同時に抱えている状態

オ 保健衛生

本市はがんや心疾患、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病による死亡率が全国より高い状況にあり、また、高齢化率も全国と比べても高い状況にあります。

そのため、生涯にわたり健やかに暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を心掛け、健康増進や疾病予防に結びつけることにより「健康寿命」を延伸することが喫緊の課題となっています。加えて、日本の自殺死亡率は、主要先進国の中で最も高く、本市においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

直近では、新型コロナウイルス感染症が世界的規模で拡大しており、人が免疫を持たない感染症が広がることで、甚大な健康被害の発生が現実のものとなっています。

また、食品の流通システムの発達、少子高齢化が進み、調理済みの食品及び外食、中食※への社会的ニーズの増加により、被害が広域的に発生する食中毒が起きています。こうした市民の生命や健康の安全を脅かす新たな感染症や食中毒などの「健康危機」に迅速に対応できるよう、予防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築等による被害拡大防止対策が求められています。

近年のペットブームを背景に犬猫を飼う人が増えており、動物愛護への関心も高まっています。その一方で、飼い主のいない猫の餌やり問題や適正な数を超えた動物を飼育する多頭飼育問題などが発生し、住民間でトラブルになっています。人と動物の共生できる環境づくりを進めるには、動物による生活環境被害の防止を基本として、保護団体や行政で引取った動物の収容先や譲渡先の確

保のあり方を考えていく必要があります。

※「中食」…店で買って家に持ち帰り、すぐ食べられる調理済みの食品

(2) その対策

ア 子ども・子育て支援

- ・妊娠・出産・子育て支援の充実
- ・保育サービスの充実
- ・地域子育て支援の推進
- ・子どもを守る仕組みの充実
- ・ひとり親家庭への支援 など

イ 高齢者福祉

- ・健康づくりと介護予防の取組の推進
- ・地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進
- ・高齢者の生きがいつくりの推進 など

ウ 障がい者福祉

- ・自立と社会参加の促進
- ・地域生活の支援体制の充実
- ・バリアフリー社会の実現 など

エ 地域福祉

- ・住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進
- ・多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築
- ・支援が必要な方が外出しやすい環境づくり など

オ 保健衛生

- ・健康づくり施策の推進
- ・健康危機管理体制の整備
- ・食と生活環境の安全確保
- ・人と動物が共生できる環境づくり など

◆指標

指 標	基準値	目標値
各種保育サービスの延べ利用児童数	21,080 人 (H30)	21,000 人 (R7)
介護予防事業などの高齢者サービスが充実していると感じている市民の割合 (65 歳以上の方がいる世帯)	38.4% (R1)	基準値より増 (R7)
就労支援の利用者数	395 人 (H30)	448 人 (R7)
困った時に相談できる人や場所がある市民の割合	49.1% (R1)	基準値より増 (R7)
健康寿命の延伸	男性 79.08 歳 (H27) 女性 85.14 歳 (H27)	基準値より延伸

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所			
		保育施設整備等事業 施設維持補修費 保育所等施設整備費補助金 民間保育施設等整備支援事業費補助金 空調設備整備事業費 保育所施設等改修事業 市立保育所建替事業費 保育所等防犯対策強化整備事業 保育所等防犯対策強化整備費補助金	市 民間等 民間等 市 市 民間等	
		児童館	児童厚生施設等改修事業 塩谷児童センター改修事業費 とみおか児童館改修事業費	市 市
	(2) 認定こども園	保育施設等整備支援事業 民間保育施設等整備支援事業費補助金	民間等	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉			
	高齢者・障害者福祉	【子育てに対する不安解消につながる事業の実施】 児童福祉支援事業 障害児相談支援事業費 障害児保育対策事業費補助金 延長保育事業費 延長保育事業費補助金 一時預かり事業費補助金 病児保育事業費補助金	市 民間等 市 民間等 民間等 民間等	
		【高齢者や障がい者の社会参加を促進するための事業の実施】 社会参加促進事業 ふれあいパス事業費 障害者タクシー利用助成事業費 地域活動支援センター事業費補助金 【介護予防や高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進するための事業の実施】 介護予防推進事業 地域住民グループ支援事業費 介護予防サポーター養成事業費 スポーツクラブ委託型介護予防事業費 認知症支援事業 認知症予防教室 認知症高齢者見守り事業費 認知症総合支援事業費 認知症地域支援・ケア向上事業費 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度利用支援事業費 【介護人材確保のための事業の実施】 介護人材確保事業 介護人材キャリアアップ支援事業費	市 市 民間等 市 市 市 市 市 市 市 市 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	健康づくり	【障害児の医療費負担軽減につながる支援を推進するための事業の実施】 障害児支援事業 医療扶助費（重度・市の単独分）	市	
		【健康づくりや健康管理の充実を図るための事業の実施】 健康づくり推進事業 健康診査事業費（各種がん検診費） 第3次健康増進計画策定事業費 各種予防接種費 栄養改善対策費 健康ポイント事業費	市 市 市 市 市・民間等	
	その他	【安心して生み育てるため、妊娠・出産等を支援するための事業の実施】 妊娠・出産・子育て支援事業 妊婦・乳幼児健康診査費 不妊検査助成事業費 周産期医療支援事業費補助金 医療扶助費（こども・市の単独分） 医療扶助費（ひとり親家庭等・市単独分） 新生児聴覚検査事業費 【保育士等の人材確保のための事業の実施】 保育士等人材確保事業 保育士等就労定着支援事業費補助金 【住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動を推進するための事業の実施】 社会福祉活動支援事業 ボランティア育成事業費補助金 社会福祉協議会交付金 成年後見センター関係経費 【生活困窮者の自立を支援するための事業の実施】 生活困窮者自立支援事業 生活困窮者自立相談支援事業費 生活困窮者就労準備支援事業費 生活困窮者住居確保給付金支給事業費 生活困窮者家計改善支援事業費 【公衆浴場の設備改善と経営安定を図るための事業の実施】 公衆浴場設備整備事業 公衆浴場設備整備費補助金	市 市 民間等 市 市 市 市 市 市 市 民間等 民間等 民間等 市 市 市 市 民間等	
		(9) その他 こども発達支援センター改修事業 組織改革関係事業費（こども発達支援センター） さくら学園改修事業 さくら学園長寿命化改修事業費 放課後児童クラブ移転事業 放課後児童クラブ移転事業費（施設整備事業費） 放課後児童クラブ新築事業 銭函小学校放課後児童クラブ新築関係経費	市 市 市 市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

ア 幼稚園・保育園・こども園

老朽化が進んでいない施設に関しては、当面、長寿命化の考え方に基づいた予防保全型の維持管理を計画的に進めます。老朽化が進んでいる施設に関しては、市民ニーズや市の関連計画との整合を踏まえた上で、他の施設との複合化も視野に入れ、今後の施設のあり方について検討します。

イ 幼児・児童施設

幼児・児童施設についてはそれほど老朽化が進んでいないため、当面、長寿命化が図られる改修や維持管理を行うとともに、利用状況や市民ニーズを踏まえ、他の施設との集約化・複合化等も視野に入れ、今後の施設のあり方について検討します。

ウ 児童福祉施設

児童福祉施設については、本市におけるその役割を考慮し、民間事業者との連携による管理運営等も視野に入れ、今後の施設のあり方について検討します。

エ 高齢福祉施設

高齢福祉施設については、市営住宅に併設又は複合化しているため、今後の市営住宅の改修等の計画に合わせ、その形態等について検討します。

オ 障害福祉施設

身体障害者福祉センターは、老朽化が進んでいますが、市内に一つしかない施設であることから、利用状況や市民ニーズを考慮し、民間事業者との連携による管理運営等も視野に入れ、今後の施設のあり方について検討します。

カ 保健施設

保健所庁舎は施設の老朽化が進んでおり、耐震性に問題を有していることから、行政の効率化と市民サービスの向上を図るため、本庁舎別館の建替えの際、新市庁舎との統合も視野に入れて検討します。

キ その他社会福祉施設

高齢者の利用が多い、老朽化した施設であり、利便性の良い市中心部での整備が望まれており、利用状況や市民ニーズを踏まえ他の施設への複合化も視野に入れ、今後の施設の在り方について検討します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市では高齢化率が上昇し、がん、心疾患、脳血管疾患のほか、糖尿病や腎(じん)疾患などの慢性疾患による死亡率が全国より高くなっています。

地域医療には、これらの疾病の予防や早期発見をはじめ、急性期（主に病気のなり始め、状態の早期安定化に向けて医療を提供する時期）、回復期、在宅療養といった患者の状況に応じた治療、また、重症化予防や介護との連携に至るまで、切れ目のない保健医療サービスを提供し、健康寿命の延伸を図る取組が求められています。

限られた医療機関や人材を活用して、保健医療サービスの提供を続けるには、市民、市、関係機関がそれぞれの役割を考え、協力し合うことが必要です。

令和7（2025）年にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる中、北海道は医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように「地域医療構想」を策定しています。構想には、地域別に将来必要とされる急性期病床数などの推計値が示されており、本市の医療機関も、推計値に沿って自らが担う病院機能を考え、バランスの取れた医療を提供する体制をつくることや、医療の安全確保を図る取組が求められています。

また、市民にはかかりつけ医の下での日常の健康管理や、各医療機関の役割を理解し、適正に受診していくことが望まれています。

本市の救急医療のうち、軽症患者を診療する初期救急は、開業医を中心とした当番医と夜間急病センターにより対応し、入院などを必要とする重症患者を診療する二次救急は、主に病院の輪番制により対応しています。しかし、市内医療機関の減少、医師の高齢化により、救急医療に従事する医師の負担が増加しており、医師の確保が懸念されています。また、夜間急病センターでは、受診者数の減少が続いていることから、財政的な負担が増加しています。

こうした救急医療を取り巻く厳しい状況の中にあっても、夜間や休日における急病患者が適切な医療を受けられる充実した救急医療体制について、医療機関や医師会等との連携強化を図りながら総合的に検討することが必要です。

市立病院については、平成29年度から令和2年度の計画期間である新小樽市立病院改革プランに基づき、市立病院の機能や経営の改革に取り組んできました。

今後は、新たな国のガイドラインを踏まえて、次期改革プランを策定し、更なる経営の効率化を図るとともに、地域の医療機関との連携を深め、後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を担うほか、災害時における災害拠点病院、第二類感染症や新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる感染症指定医療機関など、市立病院の果たすべき役割は大変重要になっています。

(2) その対策

- ・良質で安全な医療の提供
- ・救急医療体制の充実
- ・市立病院の経営効率化と役割の明確化 など

◆指標

指 標	基準値	目標値
安心して医療を受けられる環境が整っていると感じている市民の割合	38.7% (R1)	基準値より増 (R7)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院			
		医療機器等整備事業 医療機器等整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他			
		【救急医療体制の維持を推進するための事業の実施】 救急医療運営事業 夜間急病センター管理代行業務費 第二次救急医療事業委託料 小児救急医療支援事業費 【看護職員の人材確保のための事業の実施】 看護職員人材確保事業 看護職員確保対策事業費	市 市 市 市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

近年、建設した病院施設及び医療施設は、長寿命化の考え方に基づいた予防保全型の維持管理を計画的に進めます。

旧小樽市立脳・循環器・こころの医療センター及び伝染病隔離病舎は、現在すでに閉鎖しているため、市民の安全性の確保を図るとともに、除却について検討します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

学習指導要領においては、グローバル化や情報化など急激な社会的変化の中にあっても、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けることができる学校教育の実現を目指すことが求められています。

未来を創る力の育成については、小・中学校ともに改善の傾向が見られるものの、子どもたちの学力の状況は全国水準に至っていないことや、一日の家庭での学習時間が短く、スマートフォン等を利用する時間が長いなど生活習慣を改善することが課題となっています。こうした課題を解決するには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、学校・家庭・地域が一体となって望ましい学習習慣及び生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒数は増加傾向にあり、障がいの重複化や多様化が見られることから、児童生徒の障がいの状態等に応じた環境を整えていく必要があります。

さらに、本市の人口減少が続く中、小樽の未来を担う人材を育成するという観点から、英語教育や理数教育、情報教育の充実を図るとともに、子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育※を一層充実する必要があります。

豊かな心の育成については、いじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、いじめについては、関係法令等を踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応など危機感とスピード感をもって対応するとともに、不登校については、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援と未然防止の取組を推進する必要があります。

また、子どもたちに基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさと小樽への誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育むため、道徳教育やふるさと教育、読書活動等を一層充実する必要があります。

健やかな体の育成については、子どもたちの体力の状況は、全国平均を上回る種目が増えるなど改善の傾向が見られるものの、持久力や跳躍能力等が全国に比べて課題となっています。体力は、精神面をはじめあらゆる活動の基盤となるものであり、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図る必要があります。

また、本市の子どもたちは、全国に比べ、朝食を毎日食べている割合が低いことや肥満傾向の割合が高いことから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育や健康教育を推進する必要があります。

家庭・地域との連携・協働の推進については、近年、核家族化や少子化等の家族形態の変化、地域社会のつながりの希薄化等が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化していることから、コミュニティ・スクール※の導入など、学校と地域がパートナーとして連携・協働した組織的・継続的な取組が求められています。

学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現については、児童生徒数の減少により学校の小規模化が進む中、教育環境の向上を図るため、小・中学校の適正な配置や施設設備の充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においても、持続的に児童生徒の学びを保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続し、教育課題の多様化に対応するため、学校段階間の連携・接続の推進や安全教育の充実など、学校・家

庭・地域が一体となって子どもたちを育てていく必要があります。

また、学校教育においては、児童生徒に直接触れ合う教員の人間性や指導力によるところが大きいことから、教員の資質・能力の向上を図るとともに、児童生徒に向き合う時間を確保する必要があります。

※「キャリア教育」…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

※「コミュニティ・スクール」…「学校運営協議会」を設置することにより、保護者や地域の皆さんの声を学校運営に生かし、子どもたちの成長と「地域とともにある学校づくり」を支える仕組みのこと。

イ 社会教育

少子高齢化や人口減少、個人の価値観の多様化、情報技術の飛躍的発展のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響など、社会を取り巻く環境が著しく変化する中、地域の連帯意識の希薄化による地域コミュニティの低下や核家族化の進展などによる地域・家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、全ての市民に対して、多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や社会の持続的発展に向けた地域課題解決に資することが期待されています。

また、一人ひとりが、生涯を通じて自らの人生を設計し、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築して、人生を豊かに生きるための環境を創りあげることが重要となります。

このため、今後の社会教育の推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においても、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、持続的な学習機会の提供に努めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、相互の協働関係を構築するほか、社会教育の担い手の育成や活動に参画するボランティアの養成を図り、地域全体で子どもの学習機会の提供や家庭の教育力を向上することが求められています。

また、市民大学講座やはつらつ講座など市民の学習ニーズへの対応については、民間の講座と連携を図りながら事業の継続・充実を図るほか、放送大学をはじめ国や北海道等が実施する社会教育事業について市民への情報提供を行うなど様々な学習機会を提供していくことが求められています。

生涯学習プラザや図書館、総合博物館などの社会教育施設は、地域の「学び」の拠点施設として、利活用を促進し、各世代にわたる様々な学習課題に対応する事業の積極的な実施や情報発信を行う必要があります。

ウ スポーツ・レクリエーション

ライフスタイルの多様化や健康志向の高まりなどにより、スポーツ・レクリエーションに対するニーズは高まっています。スポーツ・レクリエーションは、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。さらに、生涯各期において心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。

近年は、スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになっており、スポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し、医療費抑制効果があるとの調査結果もあります。

こうしたことから、スポーツを通じて心身の健康増進を図るため、市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下においても、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しながら、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進める必要があります。

また、人口減少や少子化等の影響により競技人口が減少しているため、スポーツ団体と連携して次代を担う子どもたちを中心に競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、スポーツ団体への支援を行い、スポーツの振興と競技水準の向上を図る必要があります。

市内には多くの体育施設がありますが、その多くは供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいる現状にあります。このため、市民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりなどの拠点施設として、安全・安心に利用できるよう利用状況などを考慮しながら施設の整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理による利用促進を図る必要があります。特に、利用者が多く耐震化の必要性が喫緊の課題となっている総合体育館や、市民の関心が高い、市民プールの整備を検討する必要があります。

エ 青少年

青少年の非行や問題行動の低年齢化、また、インターネット利用に起因する犯罪被害など、青少年を取り巻く環境は、なお一層、複雑・多様化しています。心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、子どもが自ら考え行動できる力を身につける学習の機会の提供や、学校、家庭、地域などと連携して、青少年を見守り育てるためのより良い環境づくりが必要となっています。積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う人材育成といじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対する適切な助言、指導が求められています。

オ 男女共同参画社会

本市では、平成25年に第2次小樽市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めており、男女の固定的役割分担意識は少しずつ解消されつつありますが、家庭生活や地域活動、職場や社会通念において不平等感の解消されたとは言えません。性別にとらわれることなく、個人が尊重される環境づくりのための継続した意識啓発が必要です。

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に不可欠であり、社会全体で取り組む重要な課題となっています。

働き方改革が国をあげて進められる中、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化やワーク・ライフ・バランス^{*}の促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

更に、男女がともに心豊かに生き生きと暮らすためには、生涯を通じた健康支援や多様なライフスタイルを選択できる環境の整備として福祉施策の充実が不可欠です。

また、女性に対する暴力の根絶を図ることも重要な課題の一つであり、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を推進する必要があります。被害者の立場に沿った相談体制を整えるとともに、配偶者暴力においては子どもにも悪影響を与えるという認識の下、関係機関が連携して問題解決にあたることが重要です。

性の多様性は個人の尊厳に関わる人権の問題ととらえ認識していく必要があることから、性的少数者への理解を深め、あらゆる性を尊重し合う社会づくりに向けて意識改革を進めていく必要があ

ります。

※「ワーク・ライフ・バランス」…「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和

(2) その対策

ア 学校教育

- ・未来を創る力の育成
- ・豊かな心の育成
- ・健やかな体の育成
- ・家庭・地域との連携・協働の推進
- ・学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現 など

イ 社会教育

- ・「学び」と「活動」の循環の推進
- ・生涯各期における学習機会の充実
- ・図書館の利活用の促進
- ・総合博物館の利活用の促進
- ・文学館、美術館の利活用の促進 など

ウ スポーツ・レクリエーション

- ・生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上
- ・スポーツ団体との連携と競技力の向上
- ・体育施設の整備と利用促進 など

エ 青少年

- ・地域活動団体への支援とリーダーの養成
- ・見守り育てる環境づくり
- ・子どもの基本的人権の尊重と保護 など

オ 男女共同参画社会

- ・男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- ・あらゆる分野への男女共同参画の推進
- ・男女が多様な生き方を選択できる環境づくり など

◆指標

指 標	基準値	目標値
公立小中学校施設の耐震化率	81.3% (H30)	100% (R7)
「市民大学講座、はつらつ講座、やんぐすくーる、生活講座、老壮大学」の人口に対する参加者の割合	2.0% (H30)	2.1% (R7)
気軽にスポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合	23.1% (R1)	基準値より増 (R7)
リーダー養成研修参加数	32 人 (H26～30 平均)	32 人 (R7)
社会全体で男女平等となっていると感じている市民の割合	22.3% (R1)	基準値より増 (R7)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎			
		校舎等施設・設備改修事業 給油設備改修事業費 校舎等施設整備費 トイレ改修事業費 校舎等耐震補強等事業費 校舎等長寿命化改修等事業費 校舎暖房設備改修事業費 学校併置事業費 特別支援学級設備等整備事業費 空調設備整備事業費 電気高圧受電設備改修事業費	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	屋内運動場			
		屋内運動場施設・設備改修事業 屋内運動場暖房設備改修事業費 トイレ改修事業費 照明設備改修事業費	市 市 市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館			
		市民会館・公会堂・市民センター施設改修事業 大規模改修事業費（市民会館） 市民会館空調設備改修事業費 公会堂屋根改修事業費 公会堂暖房設備改修事業費	市 市 市 市	
	集会施設	町内会館建設等事業 町内会館等建設助成金 勤労女性センター施設整備事業 トイレの洋式化等整備事業費 勤労青少年ホーム施設改修事業 屋上防水改修事業費 空調設備整備事業費 生涯学習プラザ施設改修事業 生涯学習プラザ施設改修事業費	民間等 市 市 市 市	
		体育施設整備事業 手宮公園競技場整備事業費 新総合体育館整備事業費	市 市	
	図書館	図書館施設改修事業 図書館施設改修事業費	市	
		総合博物館施設整備事業 収蔵車両等補修事業費 本館常設展示改修事業費 アイアンホース号維持補修費 総合博物館資料収蔵庫管理経費 電気機関車展示施設整備事業費 総合博物館管理運営経費 文学館・美術館改修事業 施設改修事業費	市 市 市 市 市 市 市 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育	【幼児教育の充実・支援を図るための事業の実施】 幼児教育支援事業 私学振興補助金（幼稚園） 私立幼稚園障害児指導費補助金	民間等 民間等	
	義務教育	【義務教育の振興に資するための事業の実施】 義務教育振興事業 小学校義務教育活動経費 中学校義務教育活動経費 特別支援教育業務経費 語学指導等外国青年招致事業費 特別支援教育支援員経費 ふるさとキャリア教育推進事業費 札幌交響楽団コンサート開催経費 義務教育活動経費学校図書館整備費 教育支援センター関係経費 スクールカウンセラー関係経費 中学校体育連盟補助金 学校衛生環境改善対策費 コミュニティスクール導入等促進事業費 コミュニティスクール推進事業費 校務支援システム関係経費 教育用パソコン整備事業費 教育情報化推進事業費 スクールバス運行経費 指導者用デジタル教科書整備事業費 後志教育研修センター組合負担金 I C T 支援員活用事業費 児童用机・椅子更新事業費 生徒用机・椅子更新事業費 I C T 教育促進事業費 部活動改革推進事業費	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 民間等 市 市 市 市 市 市 市 市 一部事務組合 市 市 市 市	
	高等学校	【高等教育への支援を図るため事業の実施】 高等学校支援事業 奨学金 私学振興補助金（高等学校）	市 民間等	
	生涯学習・スポーツ	【地域の学びを促進するための事業の実施】 図書館利活用促進事業 図書等資料整備事業費 子ども読書活動推進事業費 【生涯スポーツの普及や競技力などの向上を促進するための事業の実施】 生涯スポーツ支援事業 水泳教室開催経費 おたる運河ロードレース大会実行委員会補助金 スポーツ協会補助金 子ども体力向上支援事業 子ども体力向上支援事業費	市 市 市 市・民間等 民間等 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		新総合体育館整備事業 新総合体育館基本構想策定事業費 新総合体育館基本計画策定事業費 【生涯各期における学習機会を充実するための事業の実施】 生涯学習講座開催等事業 老壮大学運営委員会補助金 市民大学講座実行委員会補助金 生活講座等開催経費 やんぐすくー開催経費 はつらつ講座事業費	市 市 民間等 市・民間等 市 市 市	
	その他	【文化芸術の振興に寄与し、文化芸術に触れる機会を確保するための事業の実施】 文学館・美術館作品展開催事業 特別展開催経費 【地域の活動を担うリーダーを養成するための事業の実施】 リーダー養成研修事業 リーダー養成研修費 【男女共同参画の意識づくりを促進するための事業の実施】 男女共同参画事業 男女共同参画情報誌刊行費 男女共同参画セミナー経費	市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 学校

小・中学校については、維持管理は「小樽市学校施設長寿命化計画」（令和3年2月策定）に基づき計画的に行います。学校再編による閉校後の校舎に関しては、他の用途としての活用の可否を検討し、活用する場合には、耐震性能の確認等を含め長寿命化が図られる改修を検討します。

他の用途に活用できない場合には、民間事業者への売却、賃貸又は除却を検討します。

イ その他教育施設

新しい施設は、長寿命化の考え方に基づいた予防保全型の維持管理を行い、計画的に長寿命化改修を行うことで延命化を図ります。

ウ 集会施設

老朽化が進んでいない集会施設のうち、よく利用されている施設に関しては、当面、長寿命化が図られる改修や維持管理を行います。

老朽化が進んでいない集会施設のうち、あまり利用されていない施設に関しては、施設機能について検証し、他の施設との統廃合や複合化による建物の活用について検討します。

老朽化が進んでいるが、よく利用されている集会施設に関しては、他の施設への複合化や建替えを含めた機能の維持について検討します。

老朽化が進んでいて、あまり利用されていない集会施設に関しては、市民ニーズや市の関連計画との整合を踏まえた上で、今後の施設のあり方について検討します。

また、市営住宅に併設された集会施設については、今後の市営住宅の改修等の計画に合わせ、その形態等について検討します。

エ 文化施設

老朽化が進み、耐震性に課題がある施設は、再整備を行いますが、大型施設は多額の建設費を要するため、民間ノウハウを効果的に活用することも検討します。

比較的新しい施設は、予防保全型の維持管理を行い、計画的に長寿命化改修を行うことで延命化を図ります。

オ 図書館

長寿命化改修を行い、延命化を図ります。

カ 博物館等

新しい施設は、長寿命化の考え方に基づいた予防保全型の維持管理を行い、計画的に長寿命化改修を行うことで延命化を図ります。

また、社会教育施設として施設機能を維持する必要性が高い施設は、必要な改修を行い引き続き維持していきます。

キ スポーツ施設

総合体育館（プール含む）は、「総合体育館長寿命化計画」に基づき、建替えとします。

総合体育館以外のスポーツ施設は、競技場やテニスコート等の附帯施設であることから、競技場等の利用状況等を踏まえ、今後の施設の在り方について検討します。

望洋シャントツェ（運営ハウス、スタートハウス、飛型審判塔）は、既に廃止されているため、除却について検討します。

ク レクリエーション施設

定期的に改修されており、引き続き、現施設を維持するために、長寿命化改修を行います。

ケ その他

老朽化が進んでいない施設に関しては、当面、長寿命化が図られる改修や維持管理を行います。

10 集落の整備

※ 本項目については、地域コミュニティ維持の課題や対策等を含め、まちづくりの視点から、「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」において記述します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化芸術は、情緒や感性を磨き、人々に心の豊かさや潤いのある生活を提供し、生きる上での喜びをもたらすことから、市民の文化芸術への関心が高まっており、本市の多様な文化芸術を更に発展させ、地域の活性化につなげることが期待されています。本市には文化芸術を親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。

そのため、様々な文化芸術活動を行う市内の文化団体やアーティストに対して、活動の場の提供などの支援に努めるとともに、創作や発表する機会を拡充し、その活動内容を市民に周知することで、市民の文化芸術に触れる機会の増加を図り、文化芸術活動の一層の活性化に努める必要があります。一方で、公共施設の老朽化や耐震化が課題となっています。

また、本市には恵まれた自然環境と歴史・文化が相まって、有形・無形の多くの文化遺産や史跡を有します。

このため、これら先人が築いた豊かな郷土の文化遺産の一層の発掘に努めるほか、保存・管理の観点からの積極的な活用を推進し、小樽独自の文化を感じられる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

さらに本市では、地域に根付いた祭りや芸能のほか、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われています。

他方で、人口減少や少子高齢化等の影響により、様々な文化芸術活動において担い手の高齢化や減少が進むとともに、後継者不足や活動の縮小が大きな課題となっています。

このため、小学校における「ふるさと教育」などを通じて、伝統芸能や無形文化財などに触れる機会を創出し、新たな担い手づくりにつなげるとともに、各関係団体との連携により、市民が伝統文化に触れ、参加する機会を拡充する必要があります。

(2) その対策

- ・文化芸術の振興
- ・文化財などの保存と活用 など

◆指標

指 標	基準値	目標値
文化財保存団体数	4 団体 (H30)	4 団体 (R7)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設			
		文化財保存・活用事業 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事費 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店配管整備事業費 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店駐車場整備事業費	市 市 市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興			
		【地域文化の振興に寄与し、地域の活性化につながる事業の実施】 文化遺産保全・活用事業 日本遺産地域活性化事業費 北前船日本遺産推進協議会負担金 日本遺産推進協議会補助金 歴史的風致維持向上計画推進経費 文化財保存継承事業 松前神楽小樽保存会補助金 忍路鯨場の会補助金 向井流水法会補助金 小樽市民俗芸能伝承事業費 高島越後踊り保存会補助金	市・民間等 市・民間等 市・民間等 市・民間等 民間等 民間等 民間等 民間等 民間等	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻化し、環境保全に対する国際的な課題として、各国では、二酸化炭素を始めとした、温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量削減の取組を進めています。

国では、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを目標として掲げ、「脱炭素」に向けて、二酸化炭素排出量を削減し温暖化防止に寄与する再生可能エネルギーを主力電源化する方針を示し、再生可能エネルギーの利活用を一層促進しています。

このような状況の中で、本市では、これまで、省エネ行動の徹底、省エネ・高効率機器の導入を促進するとともに、令和3年5月に、「生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明し、将来のまちづくりにも資する地域資源を活用した再生可能エネルギー等への転換などにより、更なる二酸化炭素排出量の削減を進めようとしています。その一方で、生活及び自然環境への影響、健康被害、景観悪化等への懸念から、太陽光発電事業や風力発電事業などに対する住民不安が顕在化しています。

今後、国の方針に基づき、民間事業者による脱炭素の取組や再生可能エネルギーを活用した発電事業計画が、ますます促進されていく中、本市では、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、本市にふさわしい再生可能エネルギーを模索し、推進していくことが求められています。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギーに対する市民の理解促進
- ・生活環境や自然環境との調和が図られた再生可能エネルギーの推進
- ・再生可能エネルギーによる発電事業者等への協力 など

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 市街地整備

本市には多くの急傾斜地をもつ地形的な特性があり、また、古くから形成されてきた市街地では、狭あいな道路や老朽化した建築物が多く見られ、都市防災や都市機能の面での課題も少なくないことから、安全で快適な都市基盤の整備が求められています。また、全市的な人口減少の進行により、市全域において低密度化してきており、生活利便性の低下も懸念されています。

中心市街地においては、市民ニーズの多様化、総合的な商業業務機能の低下に対して、市街地機能の再生が求められています。特に小樽駅前周辺は、観光客が増加する中、人と車が混在している駅前広場や再開発が行われてから相当な年数が経過し耐震基準に満たないビルの再整備など、中心地としての機能や魅力の向上、安全性の確保が課題となっています。

周辺の市街地においては、既存の都市基盤や低・未利用地を有効活用するとともに、人口の動向や地域の特性などを踏まえた上で、公共交通と連携を図りながら都市機能の適正な配置と誘導に努め、自然環境と調和した暮らしやすく機能的な市街地形成を進めていく必要があります。

また、市内には、北海道新幹線新小樽（仮称）駅が設置される予定となっており、北海道新幹線の札幌延伸による地域の活性化やにぎわい効果等が期待されています。今後は、その効果を地域全体に生かすため、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

イ 市民参加と協働によるまちづくりの推進

小樽市自治基本条例の制定により、協働によるまちづくりに取り組んでいますが、限られた資源で市民が納得できるまちづくりを行っていくためには、市民との情報共有や市民参加を進め、地域課題を市民とともに解決していける組織体制を整えて、協働によるまちづくりをより一層推進していくことが必要です。

人口減少や少子高齢化がますます進行し、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。また、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、市民ニーズや地域が抱える課題が複雑・多様化する中、地域活動を支える人材の高齢化や担い手不足により、まちづくりの中心となる町内会などの地域コミュニティの維持が懸念されているため、幅広い年齢層が参加する様々な交流や活動を通じて、住民同士がお互いに支え合い、安全で安心なまちづくりに取り組めるよう、地域コミュニティ活動を活性化していくことが求められています。

これまでも、まちづくりに関わる市民団体等との協働による活動が行われ、民間企業や大学等との連携協定の締結や、産・学・官連携による取組も進められていますが、地域における様々な課題を解消するために、より一層の連携を図り、それぞれの団体等が持つ資源を有効に活用することが必要と考えられます。

(2) その対策

ア 市街地整備

- ・ 中心市街地の整備
- ・ 周辺市街地の整備
- ・ 新幹線を活用したまちづくりの取組 など

イ 市民参加と協働によるまちづくりの推進

- ・市民参加型の市政運営の推進
- ・地域コミュニティ活動の活性化
- ・民間企業や大学等との連携

◆指標

指 標	基準値	目標値
中心部のにぎわいや商業・サービス機能に満足している市民の割合	14.7% (R1)	基準値より増 (R7)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		【地域の持続的発展に資する事業の実施】 小樽駅前広場整備推進事業 小樽駅前広場整備推進経費 新幹線まちづくり推進事業 北海道新幹線建設費負担金 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費 新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費 旧ごみ焼却場解体事業費 清掃事業所車庫解体事業費 旧清掃事業所第2車庫解体事業費 ふるさとまちづくり事業 ふるさとまちづくり協働事業推進経費 町会活動支援事業 総連合町会補助金 ふるさと納税促進事業 ふるさと納税関係経費	市 民間等 市 市 市 市 市 市 民間等 市	

○過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住及び定住、 地域間交流の促進、人材育成	(４) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	【移住・定住の促進につながる効果的な事業の実施】 移住・定住促進事業 移住促進事業経費 移住・定住促進住宅取得費等補助金 総合戦略推進事業費 人口戦略推進事業費 地方就職学生支援補助金	市 民間等 市 市 市	
		【行政区域を越えた連携や姉妹都市等との交流を推進するための事業の実施】 姉妹都市交流事業 姉妹都市提携委員会交付金	市・民間等	
		【後継者の育成や安定した雇用を確保するための事業の実施】 事業承継・就業支援事業 事業承継支援事業費 若者就職マッチング支援事業費 地域企業魅力発信支援事業費	市 民間等 民間等	
		【多様な人材の就労支援のための事業の実施】 就労者支援事業 シルバー人材センター事業費補助金 季節労働者通年雇用促進協議会負担金 勤労者共済会補助金	民間等 市・民間等 民間等	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業 商工業・６次産業化	【第１次産業の持続的発展に資する事業の実施】 農業持続化支援事業 施設栽培促進事業費補助金 経営改善事業費補助金 水産資源維持管理事業 日本海さけ・ます増殖事業協会負担金 沿岸漁業振興事業費補助金 とど被害防止対策事業費補助金 水産多面的機能発揮対策事業費負担金	民間等 民間等 民間等 民間等 民間等 民間等	
		【企業等への支援による経営の安定化や販売機能強化などを図るための事業の実施】 商店街活性化支援事業 商店街活性化支援事業費 にぎわう商店街づくり支援事業費 商店街振興組合連合会補助金 空き店舗対策支援事業費 商店街公的利便施設整備支援事業費	民間等 民間等 民間等 民間等 民間等	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		企業等支援事業 融資斡旋業務等委託料 商工会議所補助金 中小企業振興会議運営経費 小規模事業指導事業費補助金 創業支援事業費 創業支援セミナー「小樽商人塾」開催事業費 経営力強化支援事業費 中小企業等省エネ推進補助金 事業承継支援事業費 販路拡大推進事業 小樽ブランド販路拡大推進事業費 北海道の物産と観光展負担金 物産協会補助金 海外販路拡大支援事業費 稼ぐ力向上実践事業費 小樽産品販路拡大強化支援事業費 ものづくり産業活性化推進事業 ものづくり市場開拓支援事業費 小樽がらす市実行委員会補助金	民間等 民間等 市・民間等 民間等 民間等 市 市 民間等 市 市 市・民間等 民間等 民間等 市 市・民間等 市 市・民間等	
	観光	【観光情報の提供や観光客の受入体制を整備するための事業の実施】 観光振興事業 観光協会運営費補助金 宣伝物製作等経費 観光マップ作成費補助金 観光誘致促進事業費補助金 観光案内所運営費交付金 潮まつり実行委員会補助金 雪あかりの路実行委員会補助金 観光バス駐車場管理運営経費 観光広告プロモーション事業費補助金 外国語通訳配置支援事業費補助金 外国人観光客誘致広域連携事業費補助金 DMO専門人材派遣事業費補助金 朝里川温泉組合補助金 泉源管理用地取得関係経費 教育旅行誘致促進事業費 教育旅行ガイドブック作成費補助金 おもてなし推進事業費 北運河 Y u m m y 市実行委員会補助金	民間等 市 民間等 民間等 民間等 市・民間等 市・民間等 市・民間等 民間等 民間等 市・民間等 民間等 民間等 市 市 民間等 市・民間等 民間等	
	企業誘致	【企業の立地や操業のフォローアップを図るための事業の実施】 企業立地促進事業 企業誘致促進事業費 立地環境視察費用補助金 サテライトオフィス誘致事業費	市 民間等 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	【地域経済などの活性化や連携を図るための事業の実施】 水産物ブランド化推進事業 水産物ブランド化推進事業費 産業振興関連事業 地場産品導入促進事業費 関西小樽会交付金 札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会負担金 小樽港活性化事業 港湾計画改訂事業費 小樽港貿易振興協議会負担金 小樽ポータルラジオ運営経費 ひき船関係経費 小樽港物流促進プロジェクト事業費 環日本海クルーズ推進事業費 小樽港クルーズ推進事業費 維持管理計画更新事業費 石狩湾新港地域活性化事業 石狩湾新港管理組合負担金	市・民間等 市・民間等 民間等 市・民間等 市 市・民間等 市 市 民間等 市・民間等 市・民間等 市 一部事務組合	
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	自治体DX推進事業 行政手続オンライン化経費 デジタル外部人材関係経費 A I ・ R P A 関係経費 窓口キャッシュレス決済導入事業費 庁内会議ペーパーレス化推進事業費 ビッグデータ活用事業費 情報格差対策事業 シニアスマホ教室開催事業費	市 市 市 市 市 市 市	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	【地域公共交通の体系維持や交通ネットワークの整備を図るための事業の実施】 公共交通維持・活性化事業 後志地域生活交通確保対策事業費補助金 地域公共交通活性化事業費 生活バス路線運行費補助金 【安全で円滑な道路交通の確保を図るための事業の実施】 道路維持事業 除雪費	民間等 市・民間等 民間等 市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	【循環型社会の形成を推進するための事業の実施】 ごみ・資源物等適正処理事業 集団資源回収事業費 ごみ減量等市民啓発事業費 資源物分別収集事業費 北しりべし廃棄物処理広域連合負担金 ごみ処理手数料徴収関係経費 不法投棄等対策経費	市 市 市 一部事務組合 市 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他	桃内施設等維持管理業務委託料 桃内地域環境整備事業費補助金 収集運搬経費 し尿収集運搬委託料 【安全で安心な水を確保するための事業の実施】 石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業 石狩西部広域水道企業団出資金等	市 民間等 市 市 一部事務組合	
		【環境に配慮した取組を推進するための事業の実施】 大気常時監視等環境調査事業 大気汚染監視測定機器整備事業費	市	
		【地域の景観や安全・安心確保のため、管理不全施設、公共施設等を撤去する事業の実施】 特定空家等対策事業 特定空家等住宅除却費助成事業費 特定空家等除却事業費	民間等 市	
		【安全に暮らすことのできる社会の実現に資する事業の実施】 防災・防犯促進事業 木造住宅耐震改修促進経費 防災関係経費 原子力防災関係事業費 交通安全運動推進委員会交付金 街路防犯灯設置費補助金 街路防犯灯維持費補助金	民間等 市 市 市・民間等 民間等 民間等	
		【市民生活の安全と潤いのあるまちなみの景観を維持するための事業の実施】 街路樹剪定等事業 街路樹剪定等事業費 【利便性の高い公営住宅を供給するための事業の実施】 既存借上公営住宅事業 既存借上公営住宅事業費 【空家等の発生予防や所有者等の適正管理を促すなど、空家数減少につなげる事業の実施】 空家等対策事業 空き家対策事業費 空家等対策事業費 空家等実態調査事業費 【歴史的建造物の保存及び活用に寄与し、地域の活性化につながる事業の実施】 歴史的建造物保全・活用事業 旧寿原邸利活用推進経費 歴史的建造物保全及び景観地区内建造物修景等事業費助成金 旧第3倉庫保全・活用経費	市 市・民間等 市 市 市 市・民間等 民間等 市・民間等	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	【子育てに対する不安解消につながる事業の実施】 児童福祉支援事業 障害児相談支援事業費 障害児保育対策事業費補助金	市 民間等	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	高齢者・障害者福祉	延長保育事業費 延長保育事業費補助金 一時預かり事業費補助金 病児保育事業費補助金	市 民間等 民間等 民間等	
		【高齢者や障がい者の社会参加を促進するための事業の実施】 社会参加促進事業 ふれあいバス事業費 障害者タクシー利用助成事業費 地域活動支援センター事業費補助金 【介護予防や高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進するための事業の実施】 介護予防推進事業 地域住民グループ支援事業費 介護予防サポーター養成事業費 スポーツクラブ委託型介護予防事業費 認知症支援事業 認知症予防教室 認知症高齢者見守り事業費 認知症総合支援事業費 認知症地域支援・ケア向上事業費 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度利用支援事業費 【介護人材確保のための事業の実施】 介護人材確保事業 介護人材キャリアアップ支援事業費 【障害児の医療費負担軽減につながる支援を推進するための事業の実施】 障害児支援事業 医療扶助費（重度・市の単独分）	市 市 民間等 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	健康づくり	【健康づくりや健康管理の充実を図るための事業の実施】 健康づくり推進事業 健康診査事業費（各種がん検診費） 第3次健康増進計画策定事業費 各種予防接種費 栄養改善対策費 健康ポイント事業費	市 市 市 市 市・民間等	
	その他	【安心して生み育てるため、妊娠・出産等を支援するための事業の実施】 妊娠・出産・子育て支援事業 妊婦・乳幼児健康診査費 不妊検査助成事業費 周産期医療支援事業費補助金 医療扶助費（こども・市の単独分） 医療扶助費（ひとり親家庭等・市単独分） 新生児聴覚検査事業費 【保育士等の人材確保のための事業の実施】 保育士等人材確保事業 保育士等就労定着支援事業費補助金	市 市 民間等 市 市 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		指導者用デジタル教科書整備事業費 後志教育研修センター組合負担金 I C T 支援員活用事業費 児童用机・椅子更新事業費 生徒用机・椅子更新事業費 I C T 教育促進事業費 部活動改革推進事業費	市 一部事務組合 市 市 市 市 市	
	高等学校	【高等教育への支援を図るため事業の実施】 高等学校支援事業 奨学金 私学振興補助金（高等学校）	市 民間等	
	生涯学習・スポーツ	【地域の学びを促進するための事業の実施】 図書館利活用促進事業 図書等資料整備事業費 子ども読書活動推進事業費 【生涯スポーツの普及や競技力などの向上を促進するための事業の実施】 生涯スポーツ支援事業 水泳教室開催経費 おたる運河ロードレース大会実行委員会補助金 スポーツ協会補助金 子ども体力向上支援事業 子ども体力向上支援事業費 新総合体育館整備事業 新総合体育館基本構想策定事業費 新総合体育館基本計画策定事業費 【生涯各期における学習機会を充実するための事業の実施】 生涯学習講座開催等事業 老壮大学運営委員会補助金 市民大学講座実行委員会補助金 生活講座等開催経費 やんぐすくー開催経費 はつらつ講座事業費	市 市 市 市・民間等 民間等 市 市 市 民間等 市・民間等 市 市 市	
	その他	【文化芸術の振興に寄与し、文化芸術に触れる機会を確保するための事業の実施】 文学館・美術館作品展開催事業 特別展開催経費 【地域の活動を担うリーダーを養成するための事業の実施】 リーダー養成研修事業 リーダー養成研修費 【男女共同参画の意識づくりを促進するための事業の実施】 男女共同参画事業 男女共同参画情報誌刊行費 男女共同参画セミナー経費	市 市 市 市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	【地域文化の振興に寄与し、地域の活性化につながる事業の実施】 文化遺産保全・活用事業 日本遺産地域活性化事業費 北前船日本遺産推進協議会負担金 日本遺産推進協議会補助金 歴史的風致維持向上計画推進経費 文化財保存継承事業 松前神楽小樽保存会補助金 忍路鯉場の会補助金 向井流水法会補助金 小樽市民俗芸能伝承事業費 高島越後踊り保存会補助金	市・民間等 市・民間等 市・民間等 市・民間等 民間等 民間等 民間等 民間等 民間等	
12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項		【地域の持続的発展に資する事業の実施】 小樽駅前広場整備推進事業 小樽駅前広場整備推進経費 新幹線まちづくり推進事業 北海道新幹線建設費負担金 北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会関係経費 新小樽（仮称）駅周辺駐車場等整備関係事業費 旧ごみ焼却場解体事業費 清掃事業所車庫解体事業費 ふるさとまちづくり事業 ふるさとまちづくり協働事業推進経費 町会活動支援事業 総連合町会補助金 ふるさと納税促進事業 ふるさと納税関係経費	市 民間等 市 市 市 市 市 民間等 市	